## (施策評価表31)

取組みの 方向性

安心を実現する

戦 略

【戦略6】長寿を楽しむ 〜長寿を恐れない社会から長寿を楽しむ社会へ〜

①長寿を楽しむくらしづくり

主な施策

◆いつまでも元気に長生きできる ~いつまでも健康で活躍できる環境づくり~ 【施策番号Ⅲ-6-①-1】

| 1 取組内容   | 2 主な事業                              | 上段:H25事業<br>下段:H24事業   | 担当課  | H25予算(千円)<br>H24決算(千円)                   | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題  | 6 今後の方向性  |
|--|-------------------------------------|------------------------|--|--|---|--|---|---|
| <ul> <li>高齢者が、それまで培った<br/>知識や経験をはじめ、スポーツ<br/>や芸術などの特技を生かして<br/>地域に貢献する「シルバーイン<br/>ストラクター制度」を創設しま<br/>す。</li> </ul>         | 事業                                  | トラクター活用推進              | 高齢者支援<br>課   |  | みの受付を開始した。 ・インストラクターへの登録を競技団体等に呼びかけた結果、38人の登録があった。  | ・インストラクターの登録をさらに促進するため、引き続き競技団体を通じて呼びかけたり、ねんりんピックの出場者等に登録を促す。また、シルバー作品展入賞者等にも呼びかけ、文化系、芸術系のインストラクターを増やす。 ・インストラクターの利用についても、PR用のチラシ、パンフ等を作成し、小学校、幼稚園、福祉施設、各種サークル等に配布して事業を周知し、利用を働きかけていく。     | ・スポーツ競技はもとより、文化系、芸術系のインストラクターの登録も呼びかけていく必要がある。 ・インストラクター制度を利用してもらうため、制度を周知し利用を働きかけていく必要がある。   | 社会貢献活動が活発化するよう、H27年度までに登録者数を120人に増加させるとともに、スポーツ競技をはじめ文化、芸術等様々な分野のインストラクターの登録を促  |
| ・子どもの頃からの健康づく<br>り、生活習慣病の早期発見や<br>重症化予防、健康に重要な役<br>割を果たしている歯及び口腔<br>の健康づくり、高齢期の介護予<br>防など健康寿命を延ばす取組<br>みを県民運動として推進しま<br>す。 | 健康増進計画推特定健康診査等歯科保健推進事歯と口の健康づ介護予防推進事 | 等実施事業<br>事業<br>「くり推進事業 | 健康でいます。 健康 では できます は に は に は に は に は に は に は に は に は に は | 17,598<br>11,406<br>2,286<br>-<br>13,769 | ・フッ化物洗口を推進するため、小中学校の学校関係者、市町村等の行政担当者、保護者に対し洗口実施までの手順や役割分担等を説明した結果、フッ化物洗口実施率が小中学校で3.8%(H23:1.1%)に上昇し、6市町村・16校(H23:2市町、5校)となった。 | ・引き続き研修会等を通して市町村介護予防事業のPDSサイクル確立支援を行い、市町村における効果的な事業の推進を支援する。   | ・フッ化物洗口の有効性や安全性について県民の理解を促進するとともに、洗口を学校で実施する時間を確保する必要がある。 ・個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、県民の健康づくりを支援する関係機関・団体の健康づくりを対して、県民が主体的に行う健康づくりの取組みを支援できるような社会環境を整備する必要がある。 ・介護予防事業所が効果的な予防サービスを提供するための技術的支援を行う必要がある。。 | と、フッ化物洗口の推進の推進に向けて市町村の理解と協力を確保する。<br>・「いつまでも楽しく、元気で、安心して暮らせるくまもと」の実現をめざし、牡年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目標として、子どもの頃からの生涯を通じたより良い生活習慣の形成及び健康づくりの推進等に取り組む。 |
|  |                                     |                        | 主な施策   | €のまとめ                                    | 設し、インストラクターの登録、利用者からの派遣申込みの受付開始。インストラクターへ38人が登録。<br>●フッ化物洗口実施率が、保育所・幼稚園で55.6%   | ●インストラクターの登録促進のため、競技団体やシルバー作品展入賞者等に呼びかけを実施。また、利用促進のため、PRパンフを各施設等に配布。 ●小中学校でのフッ化物洗口の実施に向け、県民(保護者)の知識や理解の向上を図りながら、県民運動として取組みを加速。 ●引き続き、研修会等を通して市町村介護予防事業のPDSサイクル確立支援を行い、市町村における効果的な事業の推進を支援。 | 進、利用促進のための制度周知。  ●フッ化物洗口の有効性や安全性についての県民理解の促進と学校での洗口を実施する時間の確保。  ●介護予防事業所が効果的な予防サービスを  | 進。 <ul><li>●フッ化物洗口の推進に向けた市町村の理解と協力の確保。</li><li>●要支援1、2の高齢者の維持改善率</li></ul>  |

## (施策評価表32)

取組みの 方向性

安心を実現する

【戦略6】長寿を楽しむ 戦 略

①長寿を楽しむくらしづくり

~長寿を恐れない社会から長寿を楽しむ社会へ~

主な施策

◆年金プラス α のシルバーライフを実現する ~高齢者のコミュニティビジネスなどへの支援~

【施策番号Ⅲ-6-①-2】

| 1 取組内容   | 2 主な事業 |         | 担当課          | H25予算(千円)<br>H24決算(千円) | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題  | 6 今後の方向性   |
|--|--------|---------|--------------|------------------------|---|--|---|--|
| ・ 年金プラス α の収入が得られるシルバーライフの実現をめざし、農業と福祉の連携などによる高齢者が主役のコミュニティビジネスなどを支援します。 | -      | レンジ推進事業 | 地域振興課<br>企画課 | 300,000                | 役のコミュニティ・ビジネスの起業に向けた取組み2件に補助を行い、うち1件が新規開業されたことにより、<br>高齢者の雇用の促進につながった。<br>・高齢者をはじめとする住民によるコミュニティ・ビジ | とに分析し、実施時期、実施回数、講座数などに検討を加え、   | ・地域団体において、企画から事業実施まで<br>行う人材の確保・育成や、事業開始後の継続<br>的な仕組みづくりが必要である。 | ・高齢者をはじめとする住民によるコミュニティ・ビジネスの起業化に関するノウハウを普及していく。    |
|  |        |         | 主な施策         |                        | た取組み2件に補助を行い、高齢者の雇用を促進。<br>●コミュニティ・ビジネスセミナーを県内4カ所で実施  | <ul> <li>●地域づくり夢チャレンジ推進事業の「コミュニティ・ビジネス起業化の取組み」により、年金プラス々の収入が得られるシルバーライフの実現を目指した取組みを引き続き支援。</li> <li>●H24年度のセミナーの効果を、受講者からのアンケートをもとに分析し、実施時期、実施回数、講座数など、より効果的な講座に改善。</li> </ul> | ●地域団体における企画から事業実施まで行う人材の確保・育成や、事業開始後の継続的な仕組みづくり。                | ●高齢者をはじめとする住民によるコミュニティ・ビジネス起業化の起業化に関する<br>ノウハウの普及。 |

安心を実現する

戦 略

【戦略6】長寿を楽しむ 〜長寿を恐れない社会から長寿を楽しむ社会へ〜

②長寿の安心を実現するための体制づくり

主な施策

◆介護が必要になっても安心して暮らせる 〜地域での介護を支える環境づくり〜

| I 取組内容                         | 2 主な事業 上段:H25事<br>下段:H24事   |                 | H25予算(千円)    | - 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題  | 6 今後の方向性  |
|--------------------------------|-----------------------------|-----------------|--------------|---|---|---|---|
|                                | 地域の結いづくり活き活き事業              | 健康福祉政<br>策課     |              | ・地域支え合いの仕組みづくり(地域の結いづくり)の<br>一普及に向け、地域福祉推進フォーラムを開催し、市町村   | ・孤立死の防止、災害時の要援護者等への支援など、地域における声かけ・見守り等の支え合いの仕組みづくりを更に組織化  | ・孤立死の防止、災害時の要援護者等への支援及び悪徳商法対策など地域における、声か  |   |
|                                | 熊本見守り応援隊                    | 健康福祉政           | ,            | 社協職員など666人の参加があった。 ・県社協と連携して市町村社会福祉協議会への組織的な小地域ネットワーク活動等(身近な生活の場である行政区、小学校区等を単位に、地域住民や保健福祉の関係者  | する必要がある。 ・ 「熊本見守り応援隊」の取組みについて、12の民間事業者の協力により地域の見守りネットワークの体制が構築されたが、   |   | ・H27年度までに、住民相互の声かけや<br>守り活動など組織的な小地域ネットワー<br>活動を実施する市町村社会福祉協議会の                                     |
|                                | シルバーヘルパー活動推進事               | 策課<br>高齢者支援     | 200<br>8,471 | 200       が行う見守り・声かけ等)に対して、地域福祉の専門家       耳         471       をアドバイザーとして派遣するといった支援活動を16回実施した。       ・         741       ・支援が必要と思われる一人暮らしの高齢者世帯等に対       る | 取組み強化のため、周知・啓発等に力を入れる必要がある。<br>・・シルバーヘルパーの養成については、引き続きシルバーヘル  |   | 合を100%とする。<br>・・人暮らし高齢者世帯における草取り  |
|                                | 高齢者いきいきかがやきボランティア活<br>動推進事業 | "活課             | 6,741        |   | パー1,400名、シルバーヘルパー指導者250名を目標に養成する。 ・また、今年度から県者連が実施する友愛活動活性化研修会   | ネットワークの体制が構築されたが、取組強<br>化のため、周知・啓発等に力を入れる必要が<br>ある。                               | の困り事の手伝いや話し相手をするため  |
| が 身近な地域で喜齢者など                  | 地域の縁がわ彩り事業                  | 健康福祉政策課         | 21,578       | 援隊」の協定団体数が7団体から12団体に増加した。<br>・一人暮らしの高齢者等を訪問し、見守りや声かけなど<br>友愛訪問を行うシルバーヘルパーを1,353名、シルバー<br>ヘルパー指導者を241名養成した。  | (県内2ブロック)等、シルバーヘルパーの活動の活性化に向けた取組みについて、支援を行っていく。 ・地域の縁がわについて、市町村に理解を深めてもらい、更な  | ・シルバーヘルパーについて、活動が十分とは言えない市町村もあるので、これらの地域を中心に活性化に向けた取組みを進める必要                      | ・シルバーヘルパーの養成を進め、県全で充実した友愛訪問活動が行われるよう  |
| <b>些のよう。</b>                   |                             |                 |              | イルバー指導者を241石良城 じた。<br>(H24年度までの養成者数:シルバーヘルパー39,565<br>人、シルバーヘルパー指導者3,967人)  | る取組みを促進していく必要がある。   |   | 民に周知し、意識啓発を進める。   |
|                                |                             |                 |              | ・社会福祉法人に対し、地域貢献活動の一つとして地域<br>の縁がわへの取組みの働きかけなどを行った結果、104<br>力所の地域の縁がわが増え、380カ所となり、交流の場<br>になると同時に、見守りや安否確認の場にもなってい   |   | 解が低いため、市町村に認識を深めてもらう<br>必要がある。  |   |
|                                |                             |                 |              | 」る。<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-  | ・県民の認知症への正しい理解の促進のため、市町村や学校、  | ・認知症サポーターの養成について、市町村  | ・翌年による一の業成について、業  |
|                                | 認知症サポーター養成講座事業              | 認知症対策・地域ケア推進課   | 713          | 人を超え、人口比で4年連続日本一となった。<br>・認知症サポーター活動活性化キックオフ会議(109人<br>参加)、認知症サポーターステップアップ研修会(320   | 事業所等へ働きかけることにより、認知症サポーターの継続的<br>な養成を図る。   | 間で取組みに差が出ているため、進んでいない市町村への支援を行う必要がある。   | 率が低い市町村への働きかけを行うことで、全県的な養成率向上をめざす。  |
| 者の見守りや傾聴ボランティア                 | 認知症サポーター活動活性化質              | 業 認知症対策・地域ケア推進課 | 4,930        | 人参加)、認知症サポーターのつどい(260人参加)を<br>開催し、傾聴ボランティアなどの具体的な取組事例の紹介や情報交換等を行った結果、サポーター活動が活性化している市町村数が前年度よりも15増加し、27となっ  | どい(260人参加)を ・認知症サポーターの活動活性化に向け、引き続き、ステップ ・認知症サポーターの活動活性化について、 ・<br>具体的な取組事例の紹 アップ研修会、サポーターのつどい、補助事業等により、ボラ 取組みが進んでいない市町村もあり、県内全 て<br>ポーター活動が活性化 フティア活動の立ち上げや強化に向けた支援を行う。 はで進める必要がある。 日: | ・認知症サポーターの活動活性化について、活動促進のための支援を行うことで<br>H26年度までにサポーターによる高齢者<br>援の取組みが全市町村で展開されるよう |   |
| など、認知症サポーターの活動<br>と拡大します。      |                             |                 |              | た。 ・認知症の方やその家族を支える活動の立ち上げや強化 に要する経費への補助を行った結果、13団体において継続性のある活動が開始された。   | ・取組みが進んでいない市町村・圏域に対しては、個別訪問や<br>圏域ごと研修等の実施により、活動活性化に向けた働きかけを<br>行う。   |   | り組む。  |
|                                | 介護基盤緊急整備等事業                 | 高齢者支援<br>課      |              | ・第5期介護保険事業支援計画(H24~26年度)に基づき、施設・居住系サービス等の整備を進めており、H24年度においては820人分(うち地域密着型603人分)の整備を行った。第5期計画に対する推進率は25%   | ・第5期介護保険事業支援計画に基づき、引き続き施設・居住系サービス等の整備を進めることとしており、H25年度は838人分(うち地域密着型699人分)を整備する計画である。   | んどの施設整備の事業主体が市町村であるこ  | 保険事業支援計画に基づく施設・居住系<br>サービス等の整備計画の目標である2,3°  |
| ∿た地域で生活できるよう、地                 | 施設開設準備経費助成特別対策              | 事業 高齢者支援<br>課   | 465,649      | 一分)の整備を行った。第5期計画に対する進捗率は35%<br>(地域密着型33%)となった。<br>一・この施設整備を支える取組みとして、施設開設準備経  | ・施設整備を支える取組みとして、引き続き、施設開設準備経<br>費の助成やユニットケア推進のための研修会を行う。また、地  | とを踏まえ、第5期介護保険事業支援計画の<br>目標達成のため、市町村における進捗状況を<br>把握し、必要に応じ助言・指導を行う必要が<br>ある。       | する。   |
| 或密着型の介護サービス基盤<br>D整備を引き続き進めます。 | 地域密着型サービス普及促進               | 認知症対策・地域ケア推進課   |              | ニットケア研修:2回)した。<br>・また、地域密着型サービス普及のため、開設支援のための研修会の実施(地域密着型起業塾研修:4回)や相  | や相談窓口の運営を行う。  | ・施設職員が共通の認識や理解を持ち、スムーズにサービスの提供ができるよう、ユ  | き、ユニットケア研修や開設支援のため<br>研修を実施していく。  |
|                                |                             |                 |              | - 談窓口を開設(相談件数105件) し、6事業所の開設につながった。   | ●和松田内在山地村中,   | ニットケア研修等を推進していく必要がある。   |   |
|                                |                             |                 |              | で4年連続日本一となるとともに、活動活性化キックオ   | ●組織的な小地域ネットワーク活動等の推進を図るため、フォーラムの開催や地域福祉の専門家の派遣等活動を支援。 ●認知症サポーターの継続的な要請を図るともに、認知症サポーターの活動活性化に向け、ステップアップアップ研修会等によりポーターの活動活性化に向ける強化に向けたまた。   |   | 運動」として盛り立て推進。<br>●地域の結いづくりなど組織的な小地域<br>ネットワーク活動の全市町村社協での実施。   |
|                                |                             | 主な施領            | 策のまとめ        | フム酸(109人参加)等を開催し活動活性化を促進したことで、サポーター活動が活性化している市町村数が2<br>7に増加。  | た ボランティア活動の立ち上げや強化に向けた支援実施。<br>2 ●施設・居住系サービスについて、838人分の整備を計画。<br>備  | ●市町村における進捗状況の把握と必要に応じた助言・指導。  | ●H26年度までにサポーターによる。<br>必要に応<br>支援の取組みが全市町村で展開される<br>市町村への支援推進。<br>●第5期介護保険計画に基づく2,312<br>の施設整備目標の達成。 |

安心を実現する

戦略

【戦略6】長寿を楽しむ 〜長寿を恐れない社会から長寿を楽しむ社会へ〜

②長寿の安心を実現するための体制づくり

主な施策

◆病気になっても安心して暮らせる ~安心な地域医療体制の整備~

| 1 取組内容   | 2 主な事業   | 上段:H25事業<br>下段:H24事業 | 担当課               | H25予算(千円)<br>H24決算(千円)  | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性   |
|--|--|----------------------|-------------------|---|---|---|--|--|
|  | 訪問看護ステー<br>ター運営事業  | ションサポートセン            | 認知症対策・地<br>域ケア推進課 |   | ・H23年9月に設置の「訪問看護ステーションサポート<br>センター」により訪問看護ステーションの運営を全面的<br>こ支援し、676件の相談に対応した。                               | ・在宅医療の要である訪問看護を県内全域で利用できる体制を<br>実現するため、引き続き、訪問看護ステーションサポートセン<br>ターの運営や、訪問看護師の養成などの人材育成を図る。  | ・通院困難な患者に対して、地域包括ケアの<br>考え方に基づき、医療、介護、生活支援等を<br>切れ目なく提供していくためには、医療、介<br>護、福祉、行政など全ての関係機関(者)の | 用できる体制を整備する。   |
|  | 訪問看護推進人  | 、材育成事業               | 認知症対策・地域ケア推進課     |   | ・九州看護福祉大学と連携して各種人材育成研修を実施<br>し、訪問看護師68名を養成するとともに、訪問看護ステーション看護師77名のスキル向上等を図った。                               | ・訪問看護の提供体制が不十分な条件不利地域における訪問看<br>護ステーションの立上げ支援や、地域の実情に応じた訪問看護<br>などの在宅療養支援体制づくりに新たに取り組む。   | 連携が必要。 ・在宅医療に取り組む病院、診療所、訪問看護ステーション等については、熊本市などの  | の訪問看護実利用人数を16.3人とするよう取り組んでいく。 ・H29年度までに訪問看護師を630人              |
| ・ 高齢者や障がいのある人が   | 訪問看護ステー<br>事業  | ション等立上げ支援            | 認知症対策・地<br>域ケア推進課 | _   | ・県の全保健所で訪問看護サービスの提供が困難な地域<br>やその課題等を把握するとともに、セミナーや意見交換<br>会などを行い、訪問看護サービス普及のための機運を醸<br>或した。                 | ・訪問看護師の確保と質の向上を図る。<br>・訪問看護ステーションの運営体制の強化を図る。   | 都市部に集中しており、山間部などの条件不利地域でどのようにして在宅医療の提供体制を確保していくかが課題となっている。                                   | (常勤換算) に増やす。   |
| 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅医療の要である訪問看護を県内全域で利用               | はれた地域で安心して暮まれた地域で安心して暮まります。 おいま おりま おり | <b>ទ</b> 在宅療養支援体制    | 認知症対策・地域ケア推進課     | 32,345<br>7.177   | ・阿蘇、芦北、球磨、天草圏域の訪問看護ステーション<br>こついて、人件費補助や計画的な現任教育等を行った結果、訪問看護師8名及び事務員1名が確保できた。ま                              | ・訪問看護に関する普及啓発を推進する。<br>・県内11会場で、各郡市医師会等に対して在宅医療の推進について説明を行うとともに、協力を要請する。  | ・急変時などに対応するための24時間体制の確保、関係者の負担軽減のためには、医師、訪問看護師をはじめとした在宅医療を担う人材の育成も必要である。                     |  |
| でさる体制を登偏しよす。   |  | ション強化モデル事            | 医療政策課             | 27,138  | た、訪問車を購入した10カ所の訪問看護ステーションで<br>利用者数及び遠隔地への訪問件数が増加した。   | ・熊本県在宅医療連携体制検討協議会での全県的な検討を継続するとともに、保健所単位で在宅医療連携体制検討地域会議を開催し、地域毎に在宅医療の現状、課題の把握、連携のあり方  | ・在宅医療の更なる推進、関係機関の連携促進にあたっては、医療、介護、福祉関係者を含め県民の在宅医療、看取りなどに対する理                                 |  |
|  | 阿蘇圏域訪問看  | <b>訂護推進事業</b>        | 医療政策課             | 8,823   |   | について検討を行い、地域の実情に応じた在宅医療連携体制を  | 解を深めるための普及啓発が必要である。  |  |
|  | 在宅医療連携推  | <b>推進事業</b>          | 医療政策課             |   | を行った。   |   |  |  |
|  | 熊本大学医学部  | 『への寄附講座の設            | 医療政策課             | 180,000   | 行い、地域における医師不足の緩和が図られた。<br>①地域医療システム学寄附講座:3名の医師を派遣   | ・H24年度に策定した第6次熊本県保健医療計画等に基づき、<br>引き続き、医師確保対策に努める。<br>・看護職員の確保・定着に向け、「キャリアアップ支援」(准   | ・医師不足には様々な要因があるが、制度的<br>問題に起因するところもあるため、全国知事<br>会等を通じ、臨床研修制度の改善や診療報酬<br>の改定などについて、制度を所管する国に働 | 師数が336人に増加するよう取り組んでい<br>く。                                     |
|  | 医師修学資金貸  | §学資金貸与事業             | 医療政策課             |   | ②地域専門医療推進学寄附講座:地域の公立病院等(12<br>カ所)へ19名の専門医を派遣<br>③脳卒中・急性冠症候群医療連携寄附講座:公立病院<br>(1カ所)へ3名の医師を派遣                  | 看護師のキャリアアップ支援への補助の新設や修学資金貸与者の拡充等)、「魅力ある職場づくりの推進」(病院内保育所に係る事業の拡充や就労環境改善の支援への補助の新設等)、「就労支援の充実」(ナースセンター事業の拡充や新規就労サ                             | きかけを行う必要がある。     ・医師確保対策は、関係医療機関の協力が不可欠であり、熊本大学、医師会、公的医療機                                    |  |
| ・ 地域医療を支える医師や看   | ドクターバンクの   | )運営                  | 医療政策課             | 1,499<br>758  | ・医師修学資金貸与事業で25名の医学生に修学資金を貸<br>与。将来、本県で地域医療に従事する人材の確保につな<br>がった。   | ポート事業の実施等)の3つを柱に事業を組み立て、各キャリアのステージに応じ、体系的に進めていく。また、引き続き、労働局や看護協会等と連携し、職場への働きかけや労働時間の管理に関する研修会を開催するなど、看護職員の「雇用の質」                            | 関等とのさらなる連携の強化が必要である。<br>・看護職員の就労支援には、地域でのきめ細かな情報提供と情報交換が必要であり、その                             | ・H27年度までに看護師等学校養成所卒業   |
| 護師などの不足に対応するため、幅広い診療活動ができる<br>医師の育成・確保に努めるとと           | 医師の処遇改善  | 言に係る事業               | 医療政策課             | 50,350<br>63,109  | ・基幹型臨床研修病院へ総合医養成研修事業を委託し、<br>幅広い診療活動ができる医師を養成した。  | の向上を図るための事業に取り組む。   | ・看護職員の処遇改善には、不規則な勤務体   | り組んでいく。 ・H27年度までに看護職員の離職率を 8.18%以下にするとともに、再就業者数が               |
| もに、医師や看護師をはじめと<br>する医療従事者の就業環境改<br>善に向けた取組みを推進しま<br>す。 | 女性医師確保支  | ₹援策                  | 医療政策課             |   | ・熊本県へき地医療支援機構の調整により、社会医療法<br>人等の医療機関8カ所から、へき地診療所11カ所へ定期<br>的に医師派遣を行い、へき地の医療サービスを確保し<br>た。                   |   | といった労働環境の改善、キャリアアップに<br>対する研修支援体制の整備などが必要であ<br>る。  |  |
|  | へき地医療支援  | 地医療支援に係る事業           |                   |   | ・H24年末の看護職員就業者数は、実数で31,659人となり、H22年末の30,114人と比較して1,545人増加。<br>- H20年からH22年までの981人増と比べ、1,5倍増加                |   |  |  |
|  | 幅広い診療活動ができる医師の育成・確保  | 医療政策課                | 40,973<br>17,361  | し、看護職員の確保が進んだ。 ・熊本労働局と共催で『看護師等医療従事者の「雇用の<br>質」向上のための研修会』を県内3カ所(県央・県南・ |   |   |  |  |
|  | 看護職員確保総合推進事業   |                      | 医療政策課             | 323,710<br>173,438  | 県北)で実施。医療機関の管理者等468名の参加があり、理解を深める機会となった。  |   |  |  |
|  |  |                      | 主な施策              | のまとめ  | 等により訪問看護師8名と事務員1名確保。 ●熊本大学医学部附属病院の寄附講座から、地域の医療機関へ25名の医師を派遣。 ●在宅医療を担う医療・介護の多職種による連携検討会議で、在宅医療推進に向け意識の共有を図った。 | 看護の提供体制が不十分な条件不利地域における訪問看護ステーションの立上げ支援を行うなどの在宅医療支援体制づくりを推進。 ●地域の実情に応じた在宅医療連携体制の構築。 ●看護職員の確保・定着に向け、「キャリアアップ支援」「魅力ある職場づくりの推進」「就労支援の充実」の3つを柱に総 | ●看護職員の処遇改善に向け不規則な勤務体制や長時間労働、給与、育児支援体制の不備等の労働環境の改善、キャリアアップの研修支援体制整備の等。                        | 用できる体制を整備。<br>●H27年度までに各圏域で在宅医療の連携<br>について検討を行う多職種連携会議を設<br>置。 |

安心を実現する

戦 略

【戦略6】長寿を楽しむ 〜長寿を恐れない社会から長寿を楽しむ社会へ〜

②長寿の安心を実現するための体制づくり

主な施策

◆長寿を支える環境を整備する ~高齢者が安心して暮らせる環境づくり~

| 1 取組内容  |                        | H25事業<br>H24事業  | 担当課               | H25予算(千円)           | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性  |
|---|------------------------|-----------------|-------------------|---------------------|---|--|--|---|
|   | Ç                      |                 | 認知症対策・地           | H24決算(千円)<br>47,645 | ・以下の取組みにより、各医療機関における認知症対応   | ・認知症サポート医ステップアップ編、熊本県認知症医療・地域は####################################                         |  | ・2層目と3層目の更なる認知症対応力向   |
|   | 認知症疾患医療センター            | 理呂争未 ,          | 域ケア推進課            |                     | 力の向上及び連携強化を図った結果、医療体制の3層化が一定程度進展した。<br>①各認知症疾患医療センターでの事例検討会の開催(基                  | 域連携専門研修を継続して実施する。<br>  ・かかりつけ医に対する研修会の開催箇所を増やすほか、認知  | の更なる向上を図る必要がある。<br>・2層目(地域拠点型センター、専門医)の                      | 上に向けた研修等を実施するとともに、<br>「火の国あんしん受診手帳」や事例検討会<br>を活用することで、認知症症事医療セン   |
| ・ 熊本モデルと呼ばれている<br>2層構造(基幹型センター、地                  | かかりつけ医認知症対応<br>修       | t               | 認知症対策・地<br>域ケア推進課 | 2,039<br>394        | 幹型6回、地域型40回)<br>②かかりつけ医認知症対応能力向上研修等の実施(基礎   | 症医療に関するポイント集を作成、配布する。  | 専門性の更なる向上と3層目(かかりつけ医等)との連携強化を図る必要がある。                        |   |
| 域拠点型センター)の認知症疾<br>患医療センターと身近なかかり                  | 市町村認知症施策支援研            | 研修事業            | 認知症対策・地<br>域ケア推進課 | 686                 | 編:36人、ステップアップ編:49人、熊本県認知症医療・<br>地域連携専門研修:38人)                                     | ・「火の国あんしん受診手帳」の試行運用を行い、有用性を検証して本格施行に向けた検討を行う。  | 57 - 1. <b>2</b> 73 <b>.</b> 210 - 2311 - 320                | を進めていく。   |
| つけ医との連携を強化し、3層構造の"新たな熊本モデル"を                      |                        |                 | 認知症対策・地           | 0<br>1,310          | ③「火の国あんしん受診手帳」(認知症地域連携パス)<br>の試行運用の開始   |  |  |   |
| 構築します。  | 認知症地域連携パスモデ            |                 | 域ケア推進課            | 1,104               |   |  |  |   |
|   | 「熊本モデル」認知症疾患<br>強化事業   |                 | 認知症対策・地<br>域ケア推進課 | 34,400<br>33,480    |   |  |  |   |
|   |                        | <del> </del>    | 認知症対策・地           | 3,453               | ・市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした成年後見制度に係る事例検討会(研修会)を7圏域で実施                                | ・市町村及び地域包括支援センター職員の更なる制度に対する<br>理解向上を図るため、引き続き成年後見制度に係る事例検討会                               | ・相談窓口である市町村や地域包括支援センターによる住民への周知やニーズの掘り起こ                     | ・成年後見制度の利用件数が対前年度比<br>10%以上の増加となるよう。市町村等職                         |
|   | 成年後見制度利用促進事            |                 | 域ケア推進課            | 2,001               | し、併せて成年後見制度利用促進に係る意見交換を行っ   | (研修会)を7圏域で実施する。併せて、日頃から高齢者と接する機会の多い民生委員に対し成年後見制度の理解促進を図る                                   | しが十分ではない。また、市町村等職員の裁判所への申立事務についての実務経験も不足                     | 員や県民への更なる理解促進を図ってい  |
| ・家族などがいない高齢者や                                     | 市町村地域生活支援事業            |                 | 障がい者支<br>援課       | 197,831             | 等職員の理解促進につながった。   | ことで、制度利用が必要な高齢者の発見(ニーズの掘り起こし<br>及び当該高齢者の適切な制度利用)につなげる。                                     | しているため、申立てを躊躇するケースもあ<br>る。そのため、市町村等職員の制度への理解                 |   |
| 障がいのある人の権利を擁護<br>し、適切な医療、介護、福祉                    |                        |                 |                   | 209,285             | ・障害者自立支援法(現「障害者総合支援法」)に基づ<br>き市町村が実施する成年後見制度利用支援事業につい<br>スースまったます。 大きまったます。       | ・ 障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業に、H25年度から成年後見制度法人後見支援事業                                 | 促進、スキルアップを図る必要がある。<br>・ 周尺(会議事業所等も含む)には存然目制                  | 利用が促進されるよう、市町村や障がい者施設等への周知を図るとともに、実施主体の表現状に映画を行る                  |
| サービスなどを受けることができるよう、市町村とも連携し、成                     | 日常生活自立支援事業             |                 | 健康福祉政<br>策課       |                     | て、7市(熊本市、人吉市、荒尾市、山鹿市、宇土市、<br>宇城市、阿蘇市)が同事業を実施し、成年後見制度の利<br>用促進が図られた。               | 素の必須事業に、F23年度が9成年度見前度法人復見文援事業が追加されたため、成年後見制度利用支援事業とともに事業の<br> 促進が図られるよう、市町村や障がい者施設等に対して周知・ | ・県民(介護事業所等も含む)に成年後見制度の必要性が十分理解されていないため、制度に係る理解と重要性の認識の向上を図る必 | い中町村に切らを行う。<br> <br> ・判断能力が不十分な方の権利が擁護され                          |
| 年後見制度の利用促進を図り<br>ます。                              |                        |                 |                   | 55,125              | ・ 市町村障がい福祉担当者、障害福祉サービス事業所に  | 助言を行う。   | 要がある。  | るよう、市町村社会福祉協議会が行う日常<br>生活支援事業(福祉サービスの利用援助や                        |
|   |                        |                 |                   |                     |   | ・ 市町村担当者及び相談支援事業所、障害福祉サービス事業所職員の制度に関する理解を深め、必要な対象者が制度を利用で                                  |  | 日常的金銭管理など)を実施するととも<br>に、利用者の成年後見制度への円滑な移行                         |
|   |                        |                 |                   |                     | がった。  | きる環境を整える。  |  | を図る。  |
|   | 福祉・介護人材緊急確保            | :事業             | 健康福祉政<br>策課       | 36,306              | ・介護福祉士又は社会福祉士の資格取得をめざす学生に対して、H21~24年度までの4年間で249人に修学資                              | ・介護福祉士等の修学資金の貸与について、生活保護世帯の子どもが修学する際の生活資金の貸付を新たに追加したことによ                                   |  | ・介護福祉士等の修学資金の貸付により、 養成施設における入学者の定員充足をめざ                           |
|   |                        |                 |                   | 165.979             | 金の貸与を行ったことにより、この期間の介護福祉士養成施設定員充足率は86.0%~93.1%と高い水準で推移し、入学者もH20年度から年平均で約45人増加した。   | り、制度の充実を図る。<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | ら3.4万人の介護職員が必要と試算されている。                                      | 写ることに、右右の県内への定省及び負の<br>  高い介護職員の増加に寄与する。<br>  ・介護人材確保のための広報啓発や介護職 |
| ・ 成長が見込まれる「福祉」を                                   | 現任介護職員等研修支援            | 爰事業             | 高齢者支援<br>課        | 195,051             |   | メージの向上を図るため、関係団体と協働で実施する「介護の日」啓発イベント等に引き続き取り組む。  | ・質の高い介護人材の安定的な確保や定着の<br>ため、介護職のイメージの向上、処遇や勤務                 | 員の処遇改善に向けた取組みを実施するこ   |
| 内需や雇用を支える基幹産業                                     | 介護人材確保対策推進事            | ± <del>**</del> | 高齢者支援             | 6,600               | したことにより、介護人材の確保及び定着の促進に向けて関係機関等の連携が強化された。   |  | 環境の改善に向けた継続した取組みを行う必要がある。                                    | ・H27年度までに看護職員の離職率を  |
| す。そのため、介護や福祉、看                                    |                        | i               | 課<br>—————        | 220                 | ・H24年末の看護職員就業者数は実数で31,659人とな  | 力ある職場づくりの推進」「就労支援の充実」の3つを柱に総合的に推進する。   | ・看護職員の処遇改善には、不規則な勤務体   |   |
| 護、保育などに携わる職員が<br>適正に評価され、次代を担う若<br>者が誇りと夢を持って、その職 | 看護職員確保総合推進事            | 事業              | 医療政策課             | 323,710             | り、H22年末の30,114人と比較して1,545人増加。<br>H20年からH22年までの981人増と比べ1.5倍増加して<br>おり、看護職員の確保が進んだ。 | ・保育士の処遇改善に向けて、その技能維持・向上を支援する ため、現任保育士の研修を引き続き実施する。   | 制や長時間労働、給与、育児支援体制の不備といった労働環境の改善、キャリアアップに対する研修支援体制の整備などを行う必要が | 育士人材の安定的な確保や定着を推進す  |
| を選択し働き続けることができるよう、技能・資格取得を支援                      |                        |                 | 子ども未来             |                     | <br> ・県立熊本高等技術訓練校(H25年4月から県立高等技   | ・保育士養成施設に在学する学生に対して修学資金を貸付け、   | ある。  | ・県立高等技術専門校が行う離職者委託訓<br>練について、離職者の就労につながるニー                        |
| するとともに、正規雇用の拡大など処遇改善を後押しします。                      | 現任保育士等研修事業             | ļ               | 課                 |                     | 術専門校に校名変更)において、689人の受講者に就労<br>に向けた訓練を実施し、福祉・介護系の新たな人材を育                           | 県内保育士の人材確保を図る。<br>   | ・離職者委託訓練については、ハローワーク<br>他関係機関との連携強化や訓練ニーズの把握                 | 上に寄与する。   |
| (再掲)  | 県立高等技術専門校が行            |                 |                   | 643,798             | 成確保した。<br>-<br>-<br>・熊本県サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業を開                                     | 向けた訓練を実施し、福祉・介護系についても32コース、610   | を行う必要がある。<br>-<br>・「サービス付き高齢者向け住宅」制度につ                       | ・サービス付き高齢者向け住宅の供給数に<br>ついて、H27年までに200戸供給を目指                       |
|   | 訓練(委託訓練)               | ,               | 成課                |                     | 始し、民間事業者の住宅(29戸)整備を支援した。その<br>ことにより、中山間地での事業参入を促進した。                              | 大の利にな入物を自成する。<br> <br> ・サービス付き高齢者向け住宅を供給する民間事業者等に対し  | いて、県内、特に高齢化が進んでいる中山間<br>地等において民間事業の参入を促し、供給の                 | に取り組む。  |
|   | 熊本県サービス付き高齢<br>宅供給促進事業 | 者向け住            | 住宅課               | 80,000              |   | て建設費の一部を助成する(50戸予定)。   | 促進を行う必要がある。  |   |
|   | l                      |                 |                   |                     | <br> ●各認知症疾患医療センターでの事例検討会(基幹型6<br> 回、地域型40回)、かかりつけ医の研修、「火の国あん                     |  | <br> ●2層目(地域拠点型センター、専門医)の<br> 専門性及び3層目(かかりつけ医)の認知症           |   |
|   |                        |                 |                   |                     | しん受診手帳」試行運用等を実施し、医療体制の3層化   | □ 「火の国あんしん受診手帳」本格施行に向けた検討。   | 対応力の更なる向上、2層目と3層目の連携強化。                                      | 域連携パスや事例検討会を活用することで<br>2層目と3層目の連携を強化し、3層構造                        |
|   |                        |                 | 主な施策              | でまとめ                | <br> ●介護福祉士や社会福祉士の資格取得をめざす学生249   | <ul><li>●成年後見制度の理解促進。</li></ul>  | ●質の高い介護人材の安定的確保や定着。  | の認知症医療体制の構築を推進。   |
|   |                        |                 |                   |                     | 人(H21~24年度)に修学資金を貸与。養成所入学者はH20年度から年平均約45人増加。                                      | ●介護福祉士等の修学資金の貸与について、生活保護世帯の子   |  | ●介護職のイメージアップや勤務環境の改善等の推進。   |
|   |                        |                 |                   |                     | どもが修学する際の生活資金の貸付追加し、制度を充実。  |  |  |   |

安心を実現する

戦 略

【戦略7】子どもの育ちと若者のチャレンジを応援 〜熊本の未来の元気をつくります〜

①子どもの健やかな育ちと子育ての応援

主な施策

◆子育てを地域でサポート 〜地域一体となった子育て支援〜

| 1 取組内容  | 2 主な事業     | 【上段:H25事業<br>下段:H24事業 | 担当課          | H25予算(千円)              | 3 平成24年度の主な成果  | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性   |
|---|------------|-----------------------|--------------|------------------------|--|---|--|--|
|   | 保育所等緊急     | 整備事業                  | 子ども未来<br>課   | 2,238,112<br>1,792,082 | ・保育所の施設整備(新設、増改築等)や家庭的保育事業の推進などにより、1年間で保育所入所児童数が911人増加した。<br>(H24.4:48.600人→H25.4:49.511人)   | ・H2O年度に造成した「熊本県安心こども基金」を最大限に活用し、引き続き保育所の新設や増改築による施設整備事業(予定:19保育所、定員増640人分)や家庭的保育事業(市町村に対する改修費・賃借料・運営費補助に加え、事業実施に必要な             | て、施設整備等により定員増を図っている  | ・H27年度までに保育所入所待機児童の解消(待機児童数0人)をめざして、市町村における計画的な保育所整備等への支援に取り組む。  |
| ・ 熊本市周辺部の市町村で発<br>生している保育所入所待機児<br>童の解消をめざし、保育所の<br>新設や増改築等による定員増                                     | 家庭的保育推设    | 進事業                   | 子ども未来課       | 87,303<br>22,473       | 【関係市町村の取組み】<br>●施設整備等 645人<br>合志市:家庭的保育2カ所開始(15人)<br>認可外活用事業1カ所(30人)   |   | え、施設整備等に伴い顕在化する入所待機児<br>童数の増加も見据えた対応が必要である。<br>・入所児童数の増加に対応して保育士の確保  |  |
| への支援に加え、地域の保育所と連携して、家庭的保育(保育ママ)の充実を支援します。   | 認可外保育施語事業  | 投活用待機児童解消<br>         | 子ども未来課       | 11,475<br>4,056        | 大津町:保育所新設1カ所完了(90人)<br>家庭的保育2カ所開始(15人)<br>菊陽町:保育所新設2カ所完了(180人)<br>西原村:保育所新設1カ所完了(60人)<br>熊本市:保育所増改築等8カ所完了(240人)<br>家庭的保育3カ所開始(15人)<br>●その他定員の弾力化等 266人 | 保に向けた取組みを進める。   | を行う必要がある。  |  |
| ・ 子どもたちが安全安心に毎<br>日を過ごすことができるよう、<br>「放課後児童クラブ」の指導員  | 児童健全育成事    | 事業                    | 子ども未来課       | 532,780<br>503,217     | ・市町村職員対象の放課後児童健全育成事業説明会の開催で、適正な事業運営の理解が進んだ。<br>・放課後児童クラブ指導員等の研修会の実施により、指導員の資質の向上につながった。<br>・放課後児童クラブ実施数は前年より10カ所増加し、                                   | ・未実施市町村へのヒアリング等により状況を把握し、事業実施を働きかける。  | ・放課後児童クラブの運営について、国において統一した基準が定められていないため、<br>県のガイドラインに沿った質の向上と併せて<br>量の充実を図る必要がある。  | 度までに41市町村以上とする。  |
| の育成、適正規模での運営など、必要な環境整備を進めるとともに、「放課後子ども教室」と連携し、全市町村の住民がサービスを利用できるような体制づくりをめざします。                       | 放課後児童クラ    | うブ施設整備事業              | 子ども未来課       |                        | 329クラブとなった(熊本市を含む)。また、4町で5カ所の施設整備が進んだ。実施市町村数(熊本市を含む)は40となり、年度目標は達成。  | い、各クラブの安全管理体制の整備を図る。<br>・放課後児童クラブ指導員を対象とした研修会を実施し、資質<br>の向上を図ることにより、安全、安心な放課後児童の居場所づ  | ・適正な利用料徴収がなされていないクラブは、運営の質や指導員の処遇等にも影響を与えていると考えられるため、利用料の適正化を図っていく必要がある。   | 連携しながら、安全安心な放課後児童の居場所づくりをめざす。  |
| ***************************************   | 里親推進事業     |                       | 子ども家庭<br>福祉課 | 5,310<br>4,508         | つながった。<br>・中央児童相談所に加え、八代児童相談所に里親委託等  | ・里親の新規開拓の取組みとして、新たに里親希望者等を対象とした里親制度説明会を各地域振興局単位で開催し、里親登録数の増加を図る。  | ・里親等への委託率(H24年度末8.6%)は<br>近年上昇傾向にあるものの、全国平均(直近<br>の数値であるH23年度末の13.6%)を下<br>回っているため、里親委託を一層推進する必                                  | 帯(養育里親52世帯、専門里親16世帯)<br>となるよう取り組んでいく。  |
| ・ 家庭での養育が困難な子ど<br>もたちを社会全体でサポートす<br>るため、児童養護施設や里親   | 県措置にかかる    | る信直貨の文井               | 子ども家庭<br>福祉課 | 1,801,456<br>1,766,113 | ・児童養護施設等に里親支援専門相談員を順次配置する<br>こととし、H24年度は4施設に配置。併せて、県本庁、<br>児童相談所、施設、里親による定例会を発足し、関係機   | ・児童養護施設への里親支援専門相談員の配置を促進し、地域<br>における里親支援を強化する。  | 回っているため、宝税会託を一層推進する必要がある。  | ・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等の計画を踏まえ、H26年度中に、県推進計画を策定する。   |
|   | 〈児童福祉施設    | 整備補助〉                 | 子ども家庭福祉課     | 15,433                 | 関の連携が強化された。 ・里親の登録が18世帯の増、ファミリーホーム新設1件など、家庭的養護の受け皿を充実させることができた。  | ・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等において「家庭的養護推進計画」の策定を進める。  |  |  |
| ・ 県が頻繁にセミナーやシンポジウムを行う施設については、子育て世代が安心して参加できるよう、施設の設置者と連携して託児機能の整備を進                                   |            | 一ス等整備状況調査(仮称)         | -            |                        | ・託児サービス提供に必要な費用を予算措置していない<br>県のイベント所管課に対して費用を提供し、子育て世代<br>が安心してイベントに参加できる環境を整えた。<br>・県庁内各部局に対し、イベント開催時の託児サービス  | 整備の予定や整備状況について把握する。<br>・イベント等を頻繁に行う市町村有施設の託児スペース等の整備状況を調査し、その情報を提供することにより、市町村での   | サービスが提供されていない場合があるため、様々なイベントが提供の対象になり得るとの意識啓発が必要である。<br>・託児専用スペースの整備や和室等の託児実   | めざす。<br>・託児サービス提供の必要性に対する庁内  |
| 連携して託児機能の整備を進めます。   | 《イベント開催時託》 | 兄サービス提供推進事業 <i>》</i>  | 子とも未米謀       | 14                     | た。   |   | 施に適したスペースの確保など、施設整備も<br>進める必要がある。  | な取組みを促していく。  |
| ・「熊本県少年保護育成条例」に基づき、フィルタリングの普及促進を図り、子どもたちをインターネット上の有害情報や有害サイトを介した犯罪被害から守る取組みを進めます。また、インターネット利用に係る教育・啓発 |            | 条例実施事業                | くらしの安全 推進課   |                        | ・育成条例の一部を改正し、携帯電話事業者及び保護者の義務について関連規定を新たに設け、インターネット上の有害情報から少年を保護する環境を整えた(H25年10月1日施行)。  |   | ・新たに設立する外部組織となるフィルタリング普及促進会議において、普及対応策を検討し、各委員の所属機関及び団体を通じて啓発を推進する必要がある。   | 報や有害サイトを介した犯罪被害から守   |
| を推進するとともに、有害環境の<br>浄化を促進します。  |            |                       |              |                        | <ul><li>●保育所の施設整備や家庭的保育事業の推進で保育所入</li></ul>  | ●H2O年度に造成した「熊本県安心こども基金」を活用して、   | <ul><li>●現在明らかな保育所入所待機児童に加え、</li></ul>   | <br> <br> ●保育所入所待機児童数〇人をめざす、市  |
|   |            |                       | 主な施領         | <b>そのまとめ</b>           | 所児童数が1年で911人増加。 <ul><li>●放課後児童クラブ実施数は前年より10カ所増の329ケ所、実施市町村数は1団体増加。</li><li>●県少年保護育成条例の一部を改正し、フィルタリング</li></ul>   | 保育所の創設などの施設整備に要する費用の一部を補助したり、家庭的保育事業等の推進により、子どもを安心して育てることができる体制を整備。<br>●放課後児童クラブ指導員の研修会を実施するとともに、安全管理マニュアルの手引きを作成して市町村への配付を行い、各 | 施設整備等に伴い顕在化する入所待機児童数の増加も見据えた対応。<br>●放課後児童クラブ運営に係る国の統一基準がないため、県ガイドラインに沿った質の向上と量の充実を促進。<br>●新たに設立する外部組織となるフィルタリング普及促進会議における普及対応策の検 | 町村における計画的な保育所整備等への支援の取組み。 ●放課後児童クラブ実施市町村数をH27年度までに41市町村以上とし、併せて質の向上を図り、放課後子ども教室とも連携して安全安心な放課後児童の居場所づくりを推進。 |

## (施策評価表37)

取組みの 方向性

安心を実現する

戦 略

【戦略7】子どもの育ちと若者のチャレンジを応援 〜熊本の未来の元気をつくります〜

①子どもの健やかな育ちと子育ての応援

主な施策

◆子育てを医療面からサポート ~病児・病後児保育への支援~ 【施策番号Ⅲ-7-①-2】

| 1 取組内容   | 2 主な事業          | 【上段:H25事業<br>下段:H24事業   | 担当課    | H25予算(千円) | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題      | 6 今後の方向性  |
|--|-----------------|-------------------------|--------|-----------|---|--|---------------------|---|
| ・子どもたちが病気になっても<br>完全に治るまでの間、安心して<br>子どもたちを預け、親が働き続<br>けることができるよう、「病児・<br>病後児保育」の財政支援を拡<br>充し、全市町村の住民がサー<br>ビスを利用できるような体制づ<br>くりをめざします。 | 《特別保育総合推保育推進事業》 | 育総合推進事業<br>:進事業》《病児·病後児 | 子ども未来課 | 85,162    | ・事業実施主体である市町村の取組みを支援するなどの設置促進を図った結果、H23年度末の22カ所から、H24年度末は25カ所となり、25市町村の住民が利用できるなど、病児・病後児保育が推進された。 | ・H24年度の未実施市町村に対する事業説明及び意見交換会の<br>ほか、事業者に対するヒアリングを実施し、そこで提示された<br>課題に対応するため、新たに予算化した広域的実施支援や施設<br>整備補助等を活用して市町村の取組みを促進していく。 | 護師や保育士等を常時配置する必要がある | H27年度までに全市町村の住民がサービス<br>を利用できるような体制づくりを目指す。                       |
|  |                 |                         | 主な施領   | きのまとめ     |   | ●H24年度の未実施市町村に対する事業説明及び意見交換会<br>や、事業者に対するヒアリングの実施、広域的実施支援、施設<br>整備補助等を活用して市町村の取組みを促進。                                      |                     | ●病児・病後児保育の財政支援を拡充し、<br>H27年度までに全市町村の住民がサービス<br>を利用できるような体制づくりを推進。 |

安心を実現する

戦略

【戦略7】子どもの育ちと若者のチャレンジを応援 〜熊本の未来の元気をつくります〜

②若者のチャレンジの応援

主な施策

◆若者の可能性を拡げる ~若者の自立と夢の実現の支援~

| 1 取組内容   | 2 主な事業                            | 上段:H25事業<br>下段:H24事業       | 担当課           | H25予算(千円)<br>H24決算(千円) | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性  |
|--|-----------------------------------|----------------------------|---------------|------------------------|---|---|--|---|
|  | 将来の『夢=仕                           | 事』発見事業                     | 労働雇用課         | 6,054                  | ・キャリア教育応援団の登録事業所数が1,549事業所となった(前年比215事業所増)。<br>・「夢」教育サポート推進事業の登録者数が110名、職業講話聴講者数が10,152人となった。   | 部局が密接に連携して、キャリア教育の推進に資する事業を展  | ・若者の勤労観・職業観を育む取組みとキャリア教育の充実のため、産業界の支援を促進していく必要がある。<br>・技能士を活用した体験教室について、より               | を継続し、県立高校(全日)における生徒<br>の体験率70%をめざす。   |
|  | ものづくりチャレ                          | ンジ事業                       | 産業人材育<br>成課   | 1,886<br>1,537         | ・将来の『夢=仕事』発見事業を11講座実施し、利用者数が170人となった。   |   | 多くの児童生徒に体験する機会を設けるため<br>の方策を検討する。また、高校生が行う講習<br>会について、各高校に事業の周知を図るとと                     | =仕事』発見事業の参加生徒・学生を増や<br>していく。  |
|  | 将来の『夢=仕!<br>(ジュニアマイスター等倍!<br>ト事業) | 事』発見事業<br>曽による就業支援プロジェク    | 産業人材育<br>成課   |                        |   | 会を設ける。 ・ジュニアマイスター等倍増による就業支援プロジェクトの高 校生向け講習会では、更なる周知、実施講習種目増により、受  | もに、小中学生が興味をもつ企画ができるような環境整備が必要である。<br>・ジュニアマイスター等倍増による就業支援                                | 900人(H24:872人)、技能検定合格<br>者を750人(H24:624人)に増やして<br>いく。   |
| <ul><li>若者の夢へのチャレンジを<br/>後押しするため、スポーツや芸</li></ul>        | キャリア教育推議高校生インターンシャ                | 進事業のうち<br>ップ日本一事業          | 高校教育課         | 1,110<br>690           | な技術・技能を習得した。<br>・地域の2,691事業所の協力を得て、県立高校全校でインターンシップを実施し、体験生徒数:7,279人、体験率:59.5%となった。  |   | 講師の確保等、より幅広い分野での講習会を<br>実施するため体制を整える必要がある。   | ・就農教育プログラムの実施、改善や就農教育連携推進協議会の意見を踏まえた問題解決を進め、H27年度までに就農率が2.0%、就農志向率が9.0%になるようになるようになるようになるようになるようになるようになるようになるよう |
| 術、ビジネスやものづくりなど<br>の分野で活躍している人の話<br>を聞いたり、実際の仕事に触れ        | 就農教育連携支                           | <b>泛援事業</b>                | 高校教育課         | 2,991                  | ・農業関係高校13校が「就農教育プログラム」の整備・<br>充実を実施し、就農志向率は8.2%となった。<br>・優秀競技者・指導者育成を目的に、トップアスリート   | 8校が「就農教育プログラム」の整備・ 習意欲を喚起させる。特に普通科における体験率の向上をめざ (全日)の体験率は35.7%と高くな農志向率は8.2%となった。 す。 め、参加者を増やす必要がある。   | (全日)の体験率は35.7%と高くないため、参加者を増やす必要がある。<br>・指導職員の技術力や指導力等の資質向上、                              | る。 ・ジュニア選手の強化育成を図り、低下傾  |
| られるプログラムを実施します。  | れ<br>優秀競技者・指導者育成支援事業              |                            | 体育保健課         | 5,000<br>4,967         | による実技指導や専門性の高い講師による指導法等の講習会等を16競技団体において実施した。 ・ジュニアドリーム事業を通じて、異年齢集団による各種は整体を変更を表した。  | 農教育連携支援事業研修会を実施すると同時に、各校が地域性を活かした就農教育プログラムを構築し、各地域の農業を担う人材の確保・育成を図る。  | ・国内外の優秀な選手、指導者を招へいした   | 天皇杯15位以内の定着をめざす。<br>・各種目についての裾野を広げる長期的な   |
|  | 子どものスポーツ                          | ソ環境整備支援事業                  | 体育保健課         |                        | 種体験・交流活動を行うことにより、小・中学生80人、<br>高校生10人が自分の夢を描き、チャレンジする機会を得<br>るとともに、郷土熊本に対する誇りを持ち、社会で「生<br>きる力」を身につけ、コミュニケーション能力の向上を                    | ・各競技に秀でた指導者のトレーニング法やスポーツ医・科学などの選手サポート等の情報に関する練習会や研修を通して、競技者・指導者の育成を図る。<br>・スポーツ施設用具等を充実させ、子どもたちの興味関心や意  | 直接指導を継続的に実施することが必要である。<br>・施設の老朽化にともない、種目によっては<br>多額の整備費用が必要である。                         | のための動機付けを支援する。  |
|  |                                   |                            | くらしの安全<br>推進課 |                        | 図った。  | 識の高まりを目標に、練習会等をとおして新たな競技種目へ<br>チャレンジする機会を増やす。<br>・小中学生及び高校生を対象にジュニアドリーム事業を実施することにより、知事をはじめ、先達の「夢」講話を聞いて自分の夢と可能性を発見する機会を与えるとともに、異年齢集団に                         | ・ジュニアドリーム事業について、参加者からは非常に好評であるが、年々(今年で5回目の開催)応募者数が減少傾向にあるため、参加者募集にあたっては広報を強化する必要がある。     | 成する。  |
|  | 子ども・芳老育6                          | 成推准事業                      | 子ども家庭         | 1,272                  |   | よる自然体験活動や交流活動を通じて、「生きる力」や思いや<br>りとたくましさを身につけた青少年を育成する。<br>・県子ども・若者支援地域協議会の開催により、支援機関の理<br>解・連携を強化する。また、シンポジウムの開催及び熊本市以  | ・若者・こども計画の策定を、次世代育成支<br>援対策推進法による熊本県次世代育成支援行   | 支援行動計画の取扱いを踏まえながら、子   |
| ・ 自立をめざす若者を支援す   |                                   | 子ども・若者育成推進事業 福祉課 福祉課 労働雇用課 |               | 8,491                  | そい"シンボジウムの開催や支援機関の周知のためのパネルとマップの作成で、県民への周知・啓発が充実した。<br>・熊本市以外の地域での民間団体の子ども・若者支援に対し3件助成し、地域での支援を推進することができ                              | 外の地域での支援事業の実施を継続する。<br>・H25年度新設置の「ひとよしくまサポステ」及び既存3サポステの合計4サポステを支援することにより、若者の職業的自立支援を促進する。<br>・新たに「サポステ・学校連携推進事業」が全サポステで実施                                     | 動計画(H26年度まで)の見直しにあわせて検討する必要がある。また、認知度が低い子ども・若者育成支援推進法の周知を進めていく必要がある。・ニート状態の早い段階での適切な支援とカ | く。<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-               |
| るため、「若者サポートステーション」における就労体験の場の提供や、専門相談員によるカウンセリングなどの支援を強  |                                   |                            |               | 1,070                  | た。 ・県内の若者サポートステーションは「くまもと市・あそ」が新たに設置された結果、4カ所体制となった。相談窓口設置とともに、ボランティア・就労体験等の場の  | され、サポステと学校のネットワークの構築や高校中退者等に対する訪問支援や学び直し等を行う。<br>・県内4サポステ相互及びサポステと関係機関との相互連携強化を図りながら、ボランティア体験・就労体験等の場の提供及   | ウンセリング等によるきめ細かい支援を図っていく必要がある。<br>・県内サポステの支援体制の望ましい在り方を検討する。                              |   |
| 化します。  |                                   |                            |               |                        | 提供等、個々の状態に応じたきめ細かな支援を行うことで、若者の職業的自立を促進。また、「くまもと」「たまな」では、ニートの未然防止のため、学校と連携して高校中退者に対する訪問支援事業を実施。以上による結果、延べ利用者数が15,689人、進路決定者数が434人となった。 | び心理カウンセリングや各種講座等の就労促進事業の実施など必要な支援を引き続き実施する。   |  |   |
| <ul> <li>小・中・高校生が耕作放棄</li> <li>地の再生を通じて、食と農の大</li> </ul> | みんなで取り組む<br>のうち耕作放棄地              | 耕作放棄地活用事業<br>再生プロジェクト      | 農地·農業<br>振興課  | 4,416                  | 法人など12の事業主体が124aの耕作放棄地を再生して、児童・生徒等の農業体験活動や食育・食の交流活動を実施。また、前年度に再生した農地を使った農業体験等も9地区で実施。実施団体の累計は55団体となり、理                                |   | ー層推進し、就農の動機付けや更なる耕作放<br>棄地解消の機運醸成を図る必要がある。   | よる耕作放棄地の再生・利用が進み、耕作放棄地解消の機運がさらに盛り上がるとともに、農業への理解促進と就農の動機付けが図られるよう取り組む。また、H27年度                                   |
| 切さ、働く喜びを体験できる「ア<br>グリ・インターンシップ制度」を<br>創設します。             |                                   |                            |               |                        | 解促進が図られた。 ・新たに高校や社会福祉法人も耕作放棄地の再生を通じた農業体験に取り組み、教育・福祉分野との連携の幅が広がるとともに、農業理解や就農の動機付けが図られた。  |   |  | までに実施団体数(累計)120~140団体とする。   |
|  |                                   |                            | 主な施策          | 色のまとめ                  | 増加(前年比215事業所増)。<br>●県内の若者サポートステーションは4カ所体制となり、若者の職業的自立が促進(延べ利用者15,689人、<br>進路決定者434人)。   | ●キャリア教育に係る多様なニーズに対応していくため、関係 部局が密接に連携して、キャリア教育の推進に資する事業を展開。<br>●H25年度新設置の「ひとよしくまサポステ」及び既存3サポステの合計4サポステを支援。<br>●新たに15カ所で実施予定であり、農業体験等を行うことで食と農の大切さ、就農の動機付けを推進。 | 促進。<br>●高校生・大学生、社会福祉法人の取組みを<br>強化による就農の動機付けなどの機運醸成。                                      | 験率を70%に向上。  |

安心を実現する

戦 略

【戦略7】子どもの育ちと若者のチャレンジを応援 〜熊本の未来の元気をつくります〜

②若者のチャレンジの応援

主な施策

◆若者の雇用を進める ~若者の雇用の創出と就職支援~

| 1 取組内容   | 2 主な事業                | 上段:H25事業<br>下段:H24事業          | 担当課         | H25予算(千円)         | 3 平成24年度の主な成果  | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性   |
|--|-----------------------|-------------------------------|-------------|-------------------|--|--|--|--|
|  | 創造的企業誘致               | 事業                            | 企業立地課       | 7,165<br>6,325    | 絞り込みと重点的なアプローチが可能となり、東京・大  | ・企業誘致に向けてターゲット企業の絞り込みと重点的なアブローチを図るための知事トップセミナー、産業展示会への出展及び企業誘致可能性調査などを実施するとともに、東京・大阪       | ・これまでの企業誘致活動の更なる磨き上げ<br>を図る一方で、国内拠点の再編・集約の流れ<br>を逆手に取り、熊本の工場が集約場所に選ば   | 100件、うち研究開発部門の立地件数が  |
|  | 企業誘致事業                |                               | 企業立地課       | ,                 | 規の企業立地件数が11件(うち研究開発部門が2件)、<br>新規雇用予定者数が492人となった。また、立地企業に                             | 事務所と連携して引き続き効率的な誘致活動を行う。<br>・立地企業に対するフォローアップを徹底し、更なる拠点性                                    | れるような取組みを一層本格化させる必要がある。また、ものづくりの川上の部分(研究開発分野)により焦点を当て、企業が本県で   | <br> ・H27年度までに将来の県経済の力強い。  |
|  | 地場企業立地促               | 進費補助                          | 産業支援課       | 128,920<br>45,359 | 対するフォローアップを徹底し、更なる拠点性(研究開発や量産技術開発など)の強化に向けた活動を行った結果、増設の企業立地件数が19件(うち研究開発部門が44        | j.   | 最先端のものづくりに取り組める開発環境を<br>積極的に構築するなど、創造的あるいは提案<br>型の企業誘致を行っていく必要がある。   |  |
| 企業誘致や地場企業の工  | リーディング企業              | 育成支援事業                        | 産業支援課       | 54,819<br>48,428  | 用予定者数が1,213人となった。  | ・本県の立地情報をワンストップで提供するホームページの機能を強化するするとともに、アジアの有力な展示会の出展や上海事務所等を通じて、グローバル企業をターゲットとした誘致活動を行う。 | ・リーディング企業の育成のため、支援制度<br>を充実させ、付加価値額の増加につながる取<br>組みを行っていく必要がある。   |  |
| 場拡張などに対する助成、リー   | - リーディング企業育成支援事業(投資分) |                               | 産業支援課       | 0                 | ・H24年度リーディング育成企業として認定し、支援を行っていた企業の中から、トレジャーオブテクノロジー(株)、ネクサス(株)が付加価値額10億円を超え、計3社となった。 |  | 社ので13 りていて必要がある。   |  |
|  |                       |                               |             |                   | 業が行う新たな投資に対する補助制度を新たに創設し、<br>リーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業<br>の支援体制を強化したほか、これらが行う新技術・新商  | 力等)を行う。 ・地場企業の県内における生産拠点拡大を促進するため、工業等の新増設への助成措置を講じ、県経済の活性化及び雇用の確保を図る。                      |  |  |
|  | 業(高卒未就職者フ             | オロー事業 <i>)</i><br>            | 労働雇用課       | 4,452<br>4,390    | ・ジョブカフェに専任コーディネーターを配置し、高卒<br>未就職者71名に支援を行った結果、進学等により支援を<br>辞退した14名以外の57名については、全員就職が決 |  | ・高校卒業生の未就職者ゼロをめざすことに<br>関し、高卒未就職者に対して就職に必要な基<br>本的なビジネススキルやマナーを習得させ、   | し、就職支援を希望する高卒未就職者の就職決定率を100%にする。                                     |
|  | 将来の『夢=仕事 イスター等倍増による家  | ₽』発見事業(ジュニアマ<br>忧業支援プロジェクト事業) | 産業人材育<br>成課 | 4,616<br>3,547    |  | について、高校生向け講習会では、高校への更なる周知、実施<br>講習種目の増加により、受講者数を50人増加させることで、より多くの高校生の熟練技能者の実践技術の習得につなげる。   | 「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一点では、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、<br>「一は、 | ・H27年度までにジュニアマイスター認識が技能検定合格者を次のとおり増加され                               |
| 高校卒業生の未就職者ゼロ<br>をめざし、各校へのキャリアサ   | 高校生キャリアサ              |                               | 高校教育課       | 65,429<br>53,996  | 店店によるが未来を接りロジェクトがの局校主间が講査会  を高校生604人が受講し、実践的な技術・技能を習得し た。                            | ・25名のキャリアサポーターを県立高校35校に配置し、就職<br>支援や早期離職防止等の支援の他、教員の資質向上支援等を行                              | 野での講習会を実施するため、講師の確保等の体制を整える。   |  |
| ペーターの配置に加えて、「ジョ<br>ブカフェ」に専任コーディネー  |                       |                               | 高校教育課       |                   | ・キャリアサポーター配置校の就職内定率は98.6%と過去10年間で最高を記録した(公立高校の平均よりも0.6ポイント上回る)。                      |  | ・キャリアサポーターが1年ごとの任用であることから、適切な引継ぎにより求人開拓等を継続していく必要がある。  |  |
| ターを配置します。また、県内企業のニーズに合ったカリキュラムの開発による地域企業とのマッチング、資格取得などにつながる実践的な技術・技能の指導など就職支援を強化します。 | インターンシップ。日本・          | ≦事業のうち高校生<br>−事業              | 高校教育課       | 1,110             |  | 技能の習得に取り組むことで、生徒の専門性の深化、進路目標   | ・技能検定の合格レベルが高く、学校独自での取組みには限界があり、職種によっては熟練技能者の選定に困難な場合がある中で、生徒の多様化する職種への対応や材料費の負担等を行う必要がある。・県立高校全校でのインを   | ・技術・技能向上講習会について、参加9<br>徒数700人、参加教職員数250人を目指                          |
|  |                       |                               |             |                   | ・技能検定合格者数が624人(H23:325人)、ジュ<br>ニアマイスター認定者が872人(H23:697人〈認定者<br>数全国一〉)となった。           | ことで、生徒に還元させる。<br>・全ての県立高校において、介護体験などの体験学習や小・中<br>学校への学習支援など、進学後の進路希望に応じたインターン              |  | <br> ・県立高校全校でのインターンシップ実施を継続し、県立高校(全日)における生徒                          |
|  |                       |                               |             |                   |  | シップを推進し、知事部局が実施する事業への積極的な参加を促すなど、特に普通科(全日)における体験率を向上させる。                                   | 日)の体験率は35.7%と高くないため、参加者を増やす必要がある。  |  |
|  |                       |                               |             |                   | 発部門が6件)、新規雇用予定者数が1,213人となり、<br>若者の雇用を創出。   | ●ターゲット企業の絞り込みと重点的なアプローチを図るための知事トップセミナー、産業展示会への出展及び企業誘致可能性調査などを実施するとともに、引き続き効率的な誘致活動を実施。    | るような取組み及び企業が最先端のものづく   | ●H27年度末までに企業立地件数が計<br>100件、うち研究開発部門10件、これによる新規雇用予定者数が5,500人を目指り取組推進。 |
|  |                       |                               | 主な施策        | きのまとめ             | ●ジョブカフェに専任コーディネーターを配置し、高卒<br>未就職者71名に支援を行った結果、進学等の支援辞退者                              | ●「高卒未就職者フォロー事業」において、「高校卒業後1年<br>以内に離職した者」を対象に追加し、支援を実施。                                    | ●高卒未就職者の就職に必要な基本的ビジネススキル等の習得や、県内中小企業等とのマッチングの推進。   |  |

安心を実現する

戦 略

【戦略8】障がいのある人が暮らしやすい熊本 ~ともに支え、ともに担う社会をつくります~

①障がいのある人の暮らしの応援

主な施策

◆就労を進める ~一人ひとりに応じた就労支援~

| 1 取組内容   | 2 主な事業  | 上段:H25事業<br>下段:H24事業                           | 担当課                                     | H25予算(千円)   | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性  |
|--|---|--|---|---|---|--|--|---|
| ・トライアル雇用を行う企業に対する支援制度を拡充するとともに、行政・学校・福祉団体・民間企業などが連携し、「一人ひとりのライフステージに応じた総合的な就労支援」を行う体制を構築します。 | 地域雇用創出支障害者就業・生活<br>障がい者職業能<br>(施設内訓練、委託<br>委託訓練事業<br>訓練手当 | を援事業 活支援センター事業 計開発事業 訓練) ・ヤリアサポート事業 ・ス費等負担事業(就 | 産業人材育成課 産業人材育成課 産業人材育成課 産業人材育成課 実別支援教育課 | 11,933<br>9,379<br>49,000<br>41,686<br>6,652<br>5,913 | ・「障がい者を新たに雇い入れた企業」を交付対象としたところ、1社の利用実績があった。 ・ハローワークを通じた障がい者の就職件数は、1,558件となり、前年度の1,266件を上回った。 ・熊本高等技術訓練校(H25.4.1から高等技術専門校に校名変更)で、次の障がい者職業訓練を実施した。 ①施設内訓練(販売実務):知的障がい者対象9人の訓練生が受講(全員が就職) ②委託訓練(バソコン・IT関係、就業体験等):すべての障がい者対象24コース、55人が受講(22人が就職) | ・関連団体との連携や、地域雇用対策推進員を活用して事業の周知拡大を図り、新規雇用につなげる。 ・障害者就業・生活支援センター事業について、モデル事業を北部センターで実施し、関係機関による具体的な連携の取組みの効果や課題等について検証を行う。 ・高等技術専門校が実施する障がい者職業訓練の受講者に対する就労支援と就職率の向上を図る。(障がい者職業訓練受講者の就職率50%) ・キャリアサポーター配置の3校を核に、就職支援ネットワークを構築。キャリアサポーターによる積極的な求人開拓と配置校以外の学校の進路指導担当者との連携により、情報共有、支   | ・地域雇用の創出支援について、関係機関・<br>団体が多岐にわたるため、いかに実効性のある機関と連携し周知を行うかが課題である。<br>・障害者就業・生活支援センター事業について、モデル事業を着実に実施し、全県的な体制構築に向けて取り組んでいく必要がある。・障がい者職業訓練について、受講者の増加と委託訓練の就職率の向上を図る必要がある。<br>・キャリアサポーターの配置により知的障がいのある生徒の就職率は配置前よりも向上してきたが、全体的には依然厳しい就職状況にある。 | ・各地域に協議会等を設置したうえで、総合的な就労支援を展開し、ハローワークを通じた障がい者の就職件数を1,600人にする。 ・障がい者訓練受講者の就職率向上、特に委託訓練の就職率は50%を目標に取り組んでいく。 ・キャリアサポーターの活動及び企業先との連携強化により、知的障がい特別支援学校高等部本科新卒者について就職率を向上 |
| ・ 障がい者施設とJAなどが契約し、施設の利用者が年間を通して、農業で働くことができるような新たな雇用形態の創出に取り組みます。                             |   |  | 障がい者支援課<br>障がい者支援課                      |   | に「福祉と農業の連携」を規定した。この計画に基づき、県農業改良普及員のOB等がボランティアで農業技術、営農相談等の支援を行う「熊本県地域農業サポーター制度」を活用した仕組みづくりとモデル事業の検討を行い、H25年度に事業を実施することとした。   | ・「熊本県地域農業サポーター制度」を活用したモデル事業を<br>数カ所(就労継続支援B型事業所)で実施する。事業終了後に検<br>証を行い、今後の全県的な展開に向けた課題の整理等を行うと<br>ともに、地域の農業関係者と福祉関係者の連携を促進する仕組<br>みづくりの検討を行う。<br>・障がいのある実習生を受け入れる農業法人等に対し、職場実<br>習を容易にするために配慮した施設(トイレ等)、設備等の整<br>備(耕運機の購入等)に要する経費(上限50万円)を助成する<br>事業を実施する。<br>・農業参入した企業に対し、障がい者の雇用や事業所への委託<br>について、積極的に活用するよう引き続き働きかけを行う。 | てのノウハウを蓄積する必要がある。 ・農家や農事組合法人など農業サイドに障がい者の就労を受け入れる環境を整える必要がある。 ・JAなど農業サイドの団体と福祉サイドの団体間で、双方の団体が連携すれば可能となる取組みの検討などのために、情報交換を充実させる必要がある。   | 野菜など対象品目の拡大、農産物加工食品の開発・改良を進める。<br>・商品化された農産物、農産加工食品のマーケティングを強化する。<br>・農業収入の増加による工賃の向上を図る。<br>・農業生産法人による障がい者の雇用な   |
| ・ 障がいのある人への就労機会の拡大に向けたポジティブアクション(積極的改善措置)として、障がい者施設や団体に業務を優先発注するなど、県が率先した取組みを進めます。           | 工賃向上計画支   | 泛援事業   | 障がい者支援課                                 | 8,440<br>7,141  | 動、商品カタログ作成(500部)し、市町村や企業に配布し受発注の拡大を図った。<br>②庁内全部局・市町村を対象に随意契約による物品調達等の推進に関する説明会を開催し、官公需の促進を図った。<br>③県庁障がい者福祉施設商品展示・商談会の開催(11月:39施設・532人)し、官公需の促進を図った。   | 販路拡大、共同受発注体制の活用、官公需による発注拡大、福祉と農業が連携した取組みを進める。 ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(優先調達法)」がH25.4.1に施行されたことか  | ・市町村における優先発注制度の整備及びそ<br>の促進を働きかけていく必要がある。  | い県の推進方針や調達目標を定め、実施状<br>況の進捗管理(毎年度終了後調達実績を公  |
|  |   |  | 主な施策                                    | <b>€のまとめ</b>  | 実施し、38人(71人中)が就職。  ●ハローワークを通じた障がい者就職件数は1,558件。  ●H21~24年度中に農業に参入した企業のうち、2企  |  | 域雇用の創出支援に係る周知。<br>●障がい者施設での農業専門スタッフの確保が困難であるため、農業技術や販路拡大等に係るノウハウの蓄積。   | 数を1,600人にするため、各地域に協議会<br>等を設置したうえで総合的な就労支援を展  |

安心を実現する

戦 略

【戦略8】障がいのある人が暮らしやすい熊本 ~ともに支え、ともに担う社会をつくります~

①障がいのある人の暮らしの応援

主な施策

◆地域での暮らしを支える ~障がい者と家族が安心して暮らせる地域づくり~

| 1 取組内容  | 2 主な事業          | 【上段:H25事業<br>下段:H24事業 | 担当課   | H25予算(千円)   | 3 平成24年度の主な成果  | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性   |
|---|-----------------|-----------------------|---|---|--|--|--|--|
| ・ 地域で支え合い、安心して<br>暮らせるグループホームなどを<br>増やすため、支援を拡充しま<br>す。                     | レープホームなどを       | 爰基盤整備事業               | 障がい者支援課 215,045 272,180 - で 305,873 で 2,910 |   | ・グループホーム等の創設10件、改修14件への補助により、66人分の定員増につながった。 ・一般住宅等の借上げへの補助によるグループホーム等の開設(13件)により、60人分の定員増につながった。 ※グループホーム・ケアホーム定員数 1,942人(H24.4.1)→2,118人(H25.4.1)        | ・グループホーム等を優先的に整備し(創設9件に対する補助を予定)、障がい者が地域で安心して暮らせる住まいの場の拡充を図る。 ・障害者自立支援法移行促進事業がH24年度で終了したことから、一般住宅等の借上げによるグループホーム等の開設の補助を、県単独により継続実施し、グループホーム等の開設促進を図る。 |  | ・地域生活への移行を促進するため、グループホーム・ケアホームのさらなる整備を進め、地域での生活を希望する障がいきが安心して暮らせる住まいの場を確保する。                 |
|   | グループホーム・ケ       | アホーム移行促進事業            | 援課  | 4,651   | ・障害者を地域で支える体制づくりモデル事業による24   |  |  |  |
| ・ いつでも必要な時に相談を受け、支援を行う「24時間安心サポートセンター」の設置を進め、障がいのある人が地域で安心して暮らせる体制づくりを進めます。 | 障害者を地域でデル事業(基金  | まえる体制づくりモ<br>事業)      | 障がい者支<br>援課                                 | 5,053   | 時間相談事業を小国町の相談支援事業所が実施し、地域の障がい者の安心した暮らしにつながった。<br>・地域支え合い体制づくり支援事業による24時間相談事業について、山鹿市が管内相談支援事業所に委託して実施、35件の障がい者からの相談に対応し、安心な暮らしにつながった。                      | ・H25年度は小国町の相談支援事業所が単独で24時間相談事業を実施する。   | 業の成果を踏まえ、「24時間安心サポートセンター」のあり方について検討する必要がある。 ・施設だけでなく、障がい者の地域での生活を24時間サポートする機能を果たすことができるその他の地域資源についても整理する必要がある。 | 体制の整備を進める。   |
| ・ 障がいのある人の家族の負  | 市町村地域生活時支援事業)   | 5支援事業(日中一             | 障がい者支<br>援課                                 | 197,831<br>209,285  | ・「日中一時支援事業」(障害者(児)の家族の就労支援<br>及び障害者(児)を日常的に介護している家族の一時的な<br>休息を目的とした事業)を県内40市町村で実施し、障が<br>いのある人の家族の負担軽減が図られた(H23年度は39                                      | ・引き続き障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の休息が 図られるよう、市町村が実施する日中一時支援事業(地域生活支援事業)の支援を行う。  | ・事業の実施主体である市町村の理解、協力を得る必要がある。<br>・日中一時支援事業の看護師不足や送迎ニー  | ・障がい者の日中活動系サービスについて、H27年度までに9,500人/日のサービス利用量(定員数)を確保する。                                      |
|   |                 | 護者レスパイトケア支援事業         | 障がい者支援課                                     | 4,047   | 市町村)。  | ・H25年度から、実施主体の市町村と連携し、医療的ケアが必要な重度障がい児(者)介護者レスパイトケア支援事業を実施す   | ・H25年度新規のレスパイトケア支援事業は、泊り不可、人工呼吸器装着等重度医療への対応不可であるため、内容をさらに充実させる必要がある。   | ・医療的ケアが必要な重度障がい児(者)介護者レスパイトケア支援事業の充実を図る。   |
|   | 障害者自立支援         | <br>爰基盤整備事業           | _障がい者支<br>  援課<br>                          | 305,873   |  | ・重症心身障がい児に関わる医療従事者や重症心身障がい児施   |  | - 素点小白降が1.11日/李/ がニノフフニーン  |
|   | 地域療育総合推         | 推進事業                  | 障がい者支<br>援課                                 | 29,008  | ・医療依存度が高いNICU長期入院児について、NICU入院児支援コーディネーターが22人に支援を行い、19人が在宅等へ移行した。 ・医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校7校に看護師11人を配置し、対象児童生徒45人に対して医療的ケアを行い、安全安心な学習環境整備と保護者の負担軽減が図られた。 | 設職員を対象とした「重症心身障がい学寄附講座シリーズセミナー」の開催や、周産期母子医療センター及び小児の基幹病院と重症心身障がい児施設との医療連携体制や在宅移行体制を検   | 必要である。 ・人工呼吸器看護師派遣補助事業の理・特別支援学校において、安全で安心な医療発を図る。  | に沿って、必要となる医療、保健、福祉、<br>教育の各サービスを利用できるような支援   |
| ・ 重症心身障がい児(者)が  | 重症心身障がい         | <b>\</b> 学寄附講座        | 医療政策課                                       | 医療政策課 32,140 25,000   |  | 計する「重症心身障がい児関連施設会議」の開催を通じ、関係機関の医療的ケアの質の向上や連携の強化を支援する。<br>・対象児童生徒数の増加(51人予定)等に応じて、看護師の配置人数を1人増員して、安全安心な医療的ケアを継続して実施する。<br>・新たに人工呼吸器看護師派遣補助を開始し、人工呼吸器を装  |  | 頻度等を十分把握して看護師の配置人数を  |
| 地域で安心して生活できるよう、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連携した支援体制を整備します。                           | NICU入院児支        | 援事業                   | 子ども未来<br>課                                  | 4,533<br>4,409  |  |  |  |  |
| が呼びを呼びるす。   | ほほえみスクールライフ支援事業 |                       | 特別支援教育課                                     | 37,910<br>24,566  |  | 着して県立特別支援学校に通学する児童生徒に付き添う保護者の一部負担軽減を図る。  | 継続する必要がある。 ・人工呼吸器の管理について対応可能な訪問 看護ステーションがまだ少ない。  |  |
|   | 特別支援教育総         | 合推進事業                 | 特別支援教育課                                     | 2,254   | ・小・中学校の特別支援学級の担任経験年数の浅い教員を対象とした基礎講座を16校の特別支援学校で実施し、約420人が受講し専門性向上が図られた。また、特別支援教育の推進が特に必要な高校の取組化のため、コースの経典技術を表現の実施  | ・公立学校における発達障がいのある児童生徒に対する指導支援の充実、合理的配慮、移行支援等について研究するため、同一地域の小・中・高校を研究推進校としたモデル事業を展開する。   | ・特別な教育的ニーズを必要としている児童<br>生徒の増加に対して、通常の学級を含むすべ<br>ての教員に対する障がいの理解啓発と専門性<br>向上が必要である。                              | 要な児童生徒に対する有効な個別の教育支  |
|   | 育               | 特別支援教<br>育課           |   | ティネーダーによるネットワーク組織構築と専門家派遣<br>等を試行的に実施し、特別支援教育に対する理解が深<br>まった。 | ・高校における特別支援教育の推進のため、高校への専門家の<br>派遣や先進校等への高校教員の派遣を強化する。また、高校の<br>ネットワーク組織による事例研究や理解啓発を充実させる。  | ・関係機関や保護者と連携した個別の教育支援計画の作成と支援の引継ぎを十分進める必要がある。  | 他校へ広め、指導支援の充実を図る。  |  |
| 育を受けられるよう、取組みを<br>強化します。  | 公立学校教員招         | 采用選考考査事務費             | 学校人事課                                       | 9,612<br>7,565  | ・特別支援教育コーディネーターの役割や実践事例を示すハンドブックを作成し、全学校に配付することで、支援の充実が図られた。<br>・H25年度採用予定の特別支援教育専門教員(特別支援学校(小中学校の特別支援学級を含む)専願)37人を採用し、特別支援教育の充実を図った。                      | ・特別支援教育コーディネーターハンドブックを研修会等で活用し、各学校の支援体制や指導支援の充実を図る。 ・特別支援教育専門教員(特別支援学校(小中学校の特別支援学級を含む)専願)の採用人数を増やす(H26年度採用予定者数45人)。                                    | ・特別支援学校(学級)への専門性をもった<br>教員の配置の充実が必要である。  | ・特別支援教育専門教員(特別支援学校<br>(学級)専願)の受考者確保に努め、特別支援学校の臨採の割合を減少させ、特別支援学校に専門性をもった特別支援学校(学級)専願採用者を配置する。 |

# (施策評価表41)

| 1 取組内容  | 2 主な事業   | 上段:H25事業<br>下段:H24事業       | 担当課     | H25予算(千円) | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題  | 6 今後の方向性   |
|---|----------|----------------------------|---------|-----------|---|--|---|--|
| ・ 熊本市に新たに設置する県立の特別支援学校などにより、<br>障がいに応じた一人ひとりの教育的ニーズに応えます。 | 熊本地区新設支援 | を子校(収付)/年順争未<br>に事業のうち特別支援 | 特別支援教育課 | 6,585     | ・重度・重複障がい児童生徒の安全・安心及び障がいに応じた適切な学習環境の確保のため、熊本地区新設支援学校(仮称)の基本・実施設計を完了し、H26年度開校に向けて事業進捗が図られた。 ・開校に向けた諸準備及び重度・重複障がいのある児童生徒のニーズに応じた適切な教育を実施するための次年度に向けた検討を行うなどH26年度開校に向けて準備が進んだ。 | や教育課程の実践研究による教員の専門性向上など、重度・重<br>複障がいのある児童生徒のニーズに対応した教育環境を整え    | ・医療機関等と連携し、新校に派遣するSTやPTを確保する必要がある。 ・専門研修や教育課程実践研究の成果を、重度・重複障がい教育に携わる教員に普及させる必要がある。 ・増加が著しい知的障がいの高等部生徒の受入対策に早急に着手する必要がある。 ・整備計画について、早期に協議を進め、実現可能な事柄から着手する必要がある。 |  |
|   |          |                            | 主な施う    |           |   | を予定)、障がい者が地域で安心して暮らせる住まいの場を拡充。<br>●障がい者等の日中活動の場を確保し家族の休息が図られるよ | ホーム・ケアホームの利用者数見込み2,363<br>人に対し(H26年度末)、残り245人の定   | ●地域生活への移行を促進するため、グループホーム・ケアホームの整備推進。<br>●重度障がい児(者)が利用できる短期入所や日中一時支援の定員増加を促進。 |

安心を実現する

戦 略

【戦略8】障がいのある人が暮らしやすい熊本 ~ともに支え、ともに担う社会をつくります~

①障がいのある人の暮らしの応援

主な施策

◆発達障がい児(者)を支援する ~ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援~

|  |  |  |                           | H25予算(千円)  |  |   |  |  |
|--|--|--|---------------------------|------------|--|---|--|--|
| 1 取組内容   | 2 主な事業                                       | 上段:H25事業<br>下段:H24事業                               | 担当課                       |            | - 3 平成24年度の主な成果  | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性   |
| ・発達障がいについた。<br>・発達障がいるとともに、<br>・の理解をして、健診の表別では、<br>・の理解を通じたでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、<br>・のでは、 | 北部/南部発達 <br>事業<br>発達障がい児の<br>援事業<br>熊本時習館特別業 | 障がい者支援センター<br>区援センター運営事業<br>の早期発見・早期支<br>別支援相談員派遣事 | 障がい者支<br>接課<br>子ども未来<br>課 |            | ・ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行うため、発達障がい者支援にかかる課題の整理を行い、今後の取り組むべき発達障がいの施策の方向性を明確にした。 ・1歳6か月児健診、3歳児健診で発達障がいに気づくための問診票及びアドバイスのマニュアルを作成し、保健師のスキルアップにつながった。 ・小・中学校の特別支援学級の担任経験年数の浅い教員を対象とした基礎講座を16校の特別支援学校で実施し、約420人が受講し専門性向上が図られた。 ・私立中学・高等学校に対して「私学特別支援相談員」を派遣し、校内研修や支援会議を通じて校内支援体制の充実を図ったことにより教員の専門性が高まった。 |   | ・こども総合療育センターや発達障がい者支援センターを核とした、地域における相談支援体制の充実・整備を図る必要がある。 ・保健師や保育士等、乳幼児期に関わる専門職の早期発見・早期支援の資実を図る必要がある。 ・特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒の増加に対して、通常の学級を含むすべ教員に対する降がいの理解啓発が一層必要となっている。 ・私立中学・高等学校で校内委員会の指えの明性向上及び支援体制の充実が一層必要となっている。 ・私立中学・高等学校で校内委員会の指えを図る必要がある。 ・公立学校において通常の学級や高等学校においで表別である。 ・公立学校において通常の学級や高等学校に充野がある。 ・児童生徒の心の健康課題について、教職員や保護者の係る問題の早期発見・早期対応の更なる充実を図る必要がある。 | ・県の関係部署や外部の関係機関と連携を図り、発達障がい者支援について総合的な支援体制の構築を図る。 ・こども総合療育センターや発達障がい者支援センター、地域療育センター、その他の相談支援や療育機関を含めた県全体の地域療育支援体制の充実を図る。 ・申込みから受診までの待機期間の短縮を図る。 ・申込みから受診までの待機期間の短縮を図る。 ・保育所、幼稚園での早期気づき・早期支援マニュアルを基に、各園等の現場における早期支援の充実を図る。 ・H27年度までに発達障がいを早期発見するための問診票を用いた健診を全ての市町村で実施されるよう支援を行う。 ・すべての私立中学・高等学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画を作成するための支援の充実を図る。 ・すべての公立学校において、教育上特別 |
|  |  |  | 主な施領                      | I<br>そのまとめ | ●ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行うため、発達障がい者支援に係る課題の整理を行い、今後の取り組むべき発達障がいの施策の方向性を明確化。  ●1歳6か月児健診、3歳児健診で発達障がいに気づくための問診票及びアドバイスのマニュアルを作成し、保健師のスキルアップに寄与。  | <ul><li>●身近な地域での相談支援体制の充実を図るため、県南部地域に発達障がい者支援センターを新設。</li><li>●保育士や幼稚園教諭が発達障がいに気づき、園で子育て支援できるためのマニュアルを作成。</li></ul> | ●保健師や保育士等、乳幼児期に関わる専門職の早期発見・早期支援の資質向上及び保護者に対する子育で支援の充実。   | 図り、発達障がい者支援について総合的な<br>支援体制の構築。<br>●こども総合療育センターや発達障がい者   |

#### (施策評価表43)

取組みの 方向性

安心を実現する

戦略

【戦略9】人が人として互いに尊重される安全安心な熊本 ~一人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる、 安全安心な社会を実現します~

①一人ひとりが尊重される社会の構築

\_\_\_\_ 主な施策

◆一人ひとりを大切にする ~一人ひとりを大切にし、大切にされる社会づくりの推進~ 【施策番号Ⅲ-9-①-1】

| 1 取組内容   | 2 主な事業                        | 设:H25事業<br>设:H24事業 | 担当課          | H25予算(千円)<br>H24決算(千円)   | 3 平成24年度の主な成果  | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題  | 6 今後の方向性   |
|--|-------------------------------|--------------------|--------------|--|--|--|---|--|
|  | 広報・啓発事業                       |                    | 人権同和政<br>策課  | 45,620<br>34,679   | 広い媒体で啓発を行うとともに、街頭イベントや人権   | ・人権問題が県民のそれぞれに関係ある身近な問題であること<br>を県民が理解し、関心を高めるため、各媒体を使った広報・啓<br>発について創意工夫を凝らして継続して実施する。また、新た           | ・人権は、県民の意識や心のあり方に直接関わってくる問題であるので、啓発の内容及び<br>実施の方法につき、県民から幅広く理解と共                    | 改定)に沿って人権教育・啓発事業を継続<br>的に実施することにより、県民の人権尊重   |
|  |                               |                    | 人権同和政<br>策課  |  | 催したほか、地域PTA向けの人権教育・啓発指導者講座   |  | 感を得ることが重要である。こうした視点に立って、内容にたえず創意工夫を凝らし、継続的に啓発に取り組む必要がある。                            | ・県民を対象とした広報啓発活動の推進、<br>犯罪被害者等に関わる職員を対象とした研修会の充実強化、県及び地区犯罪被害者支<br>援連絡協議会の活性化等を通じて犯罪被害 |
| ・ 人権尊重の意識や行動が<br>身につくよう、広く県民を対象<br>に同和問題をはじめとする<br>様々な人権問題を学ぶ機会を |                               |                    | 広報県民課        | 158  | を県下8カ所で行うなど人材育成を行った。広報事業に関するインターネット調査では「人権の大切さを考えるきっかけとなった」人が3割を超え、イベント・研修でも「人権への関心が高まった」人が9割を超えるなど、県民の人権意識の向上に寄与した。                         | ・警察職員に対して、今後も学校教養及び職場教養等を通じて<br>研修の充実強化を図るとともに、犯罪被害者支援連絡協議会の<br>活性化を図り、会員相互の連携強化を通じて支援環境の醸成を<br>更に進める。 | ・犯罪被害者を支援する社会環境の醸成に向けた取組みを推進中であるものの、各自治体、関係機関・団体による主体的な取組みが未だ低調であるため、これを活発化する必要がある。 |  |
| 提供するとともに、市町村や企業、地域団体などが行う啓発<br>研修を支援します。また、県職員の人権研修を充実します。       |                               |                    |              |  | ・警察学校での職員教養(18回、対象者360人)、各警察署等での巡回教養(48回)を実施するとともに、県犯罪被害者支援連絡協議会及び地区犯罪被害者支援連絡協議会において、犯罪被害者の人権と支援に関する情報交換や認識を共有することで、被害者に関わる職員等の人権意識の啓発が図られた。 |  |   |  |
|  |                               |                    |              |  |  |  |   |  |
|  | DV啓発事業                        |                    | 子ども家庭<br>福祉課 | 933<br>263   | ・11月を女性や児童に対する暴力根絶に向けた活動月間として、「講演会」「無料法律相談」「街頭キャンペーン」などを県下一斉に実施し、また、児童虐待防止に向けて、テレビ、ラジオ、フリーペーパー等による広報、  | ・児童虐待、DVの防止に向けて、引き続き、啓発内容を工夫<br>しながら取組みを充実させていく。<br>・「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づき、女性の人権、                       | ・より効果的な啓発となるよう工夫しながら、取組内容を充実させていく必要がある。<br>・取組みの推進にあたり、関係部局の連携を                     | ・児童虐待の発生予防・早期発見又はDV<br>の未然防止につながるよう、引き続き、啓<br>発内容を工夫しながら取組みを進める。                     |
| ・ 児童虐待やドメスティック・バ   |                               | 子ども家庭<br>福祉課       | 396<br>383   | アイベントや、県内巡回キャラバンなどの啓発事業を<br>実施し、広く県民の意識向上を図ることができた。<br>・パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントを含め | 子どもの人権、障がい者の人権等の各人権課題を総合的に広く<br>啓発を行い、県民の人権意識の高揚のため、マスメディアを利<br>用した啓発や人権イベント等、広範な啓発活動に取り組む。  | 強化していく必要がある。   | ・「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づき、女性の人権、子どもの人権、障がい<br>者の人権等の各人権課題を総合的に広く啓                       |  |
| イオレンス、職場におけるパワー・ハラスメント、心の暴力であるモラル・ハラスメントを根絶する運動を全国に先駆けて展         | チともを虐待から守る7<br> 策事業           |                    | 子ども家庭<br>福祉課 | 28,682<br>44,776   | ・ハフー・ハフスメントでこの<br>た人権問題全般に関する広報啓発や講演会、研修会等を<br>実施した。<br>・相談員による相談対応のほか、パワハラ等を含む労使  |  |   | 発を行い、県民の人権意識の高揚のため、マスメディアを利用した啓発や人権イベント等、広範的な啓発活動に取り組む。                              |
| 開し、虐待の連鎖を食い止めます。<br>す。   | 労働局との一体的実施                    |                    | 労働雇用課        |  | 間のトラブルを未然に防止するためのセミナーに専門講師を派遣した。   |  |   |  |
|  | 労働行政推進費(労働<br>一<br>労使関係安定促進事業 |                    | 労働雇用課        | 6,559<br>627<br>492  |  |  |   |  |

# (施策評価表43)

| 1 取組内容                            | 2 主な事業             | 【上段:H25事業<br>下段:H24事業 | 担当課         | H25予算(千円)      | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性   |
|-----------------------------------|--------------------|-----------------------|-------------|----------------|---|---|--|--|
|                                   | 自殺予防普及啓            |                       | 障がい者支<br>援課 | 24,000         | ・自殺対策として、自殺のサインに気づき、適切な対応<br>が図れる「ゲートキーパー」を県内12会場で182人養成<br>し、年度目標を達成した。                            | ・「熊本県自殺対策行動計画」に基づき、I事前予防、II危機<br>対応・介入、II事後対応の各段階ごとに、関係機関と連携を図りながら、引き続き取組みを進める。           | 育成を図るとともに、「命を大切にする心」   | がそれぞれの段階(I事前予防、Ⅱ危機対応・介入、Ⅲ事後対応)や分野毎に役割を   |
|                                   | 自殺予防相談支            | 援等事業                  | 障がい者支<br>援課 |                | ・精神保健福祉センターにおいて、自死遺族個別面接相<br>談(18回、相談件数33件)及び自死遺族グループミー   |   | を育むプログラムによる実践を通して、学校<br>の教育活動全体を通じ、児童生徒の発達の段<br>階等を踏まえた適切な指導に努めることが必                         | 充実を図る。   |
|                                   | 市町村等自殺対            | 策推進事業                 | 障がい者支<br>援課 |                | ティング(6回、21名参加)を実施し、遺族支援の取組みが進んだ。  | <br> ・道徳教育の要となる道徳の時間における「熊本の心」等の効   | 要である。 ・児童生徒の実態や発達の段階及び学校・地   |  |
|                                   | 道徳教育総合支            | 援事業                   | 義務教育課       |                | ・年間指導計画において指導の重点化を位置付けている学校は、H23が小学校:82.3%、中学校:67.6%から、H24は小学校:88.4%、中学校:75.0%に増加し                  | 活動全体を通じ、児童生徒の発達の段階等を踏まえた適切な指  | 域の実態等を踏まえた指導内容を位置付ける必要がある。   | 成する。   |
|                                   | 人権フェスティバ           | ル事業                   | 人権同和教<br>育課 | 1,871<br>1,702 | た。 ・「熊本県人権子ども集会」では、児童生徒主体の運営  | ・「熊本県人権子ども集会」を参加者8,000人程度の規模で開催する。  | ・「熊本県人権子ども集会」が充実した学習<br>及び啓発の機会となるよう、生徒の主体性を<br>より尊重した内容を工夫するとともに、各学                         | 的な活用、研究指定校による成果の普及及<br>び道徳教育啓発用リーフレットの周知によ   |
|                                   | 人権教育研修             |                       | 人権同和教       | 1,148          | のもと、人権教育に関する取組みの報告等を行い、児童<br>生徒を中心に約8,000人の参加があった。  | ・県内全ての公立学校長等が参加する研修を行う。   | 校における組織的な取組や、校種間の連携を<br>図る必要がある。   | の推進を図る。また、各学校では、年間指  |
| <ul><li>・ 小・中学校における「命を大</li></ul> | 人権教育フォー            | ノムチネ                  | 育課          | 451            | ・「人権教育フォーラム」では、公私立学校の教職員  |   | <br> ・各学校における組織的な取組を強化する必  | 導計画において指導の重点化を位置付けている学校を、小中学校ともに100%とす   |
| 切にする教育」の授業実施や、                    | ※予算事業無し<br>性に関する教育 |                       | 体育保健課       | 596            | 1,013人が参加して、地域や校種間の連携を強化した。   | ・未来を生きる子どもたちのための「性に関する指導資料」の 活用を推進する。また、性に関する指導者の育成を図るととも                                 |  | <b>ි</b>   |
| 遺族の方々への支援活動への<br>援助など、自殺対策を積極的    |                    |                       | 体育保健課       | 596            | の年間指導計画の作成は100%であり、児童生徒にしっかりと寄り添い、一人一人を大切にした取組みが、すべ   | に、研修会や授業研究会を実施し、教職員の意識改善や授業の  | ・教職員に対する「性に関する指導資料」の<br>活用についての説明機会を確保する必要があ<br>る。   |  |
| に進めます。                            | 命の大切さを学ん           | ぶ教室関連                 | 広報県民課       | 1,032<br>896   | ての教育活動を通して計画的に進められている。<br>・未来に生きる子どもたちのための「性に関する指導資料」を作成し、県内の中・高等学校等に配布したことにより、学校における性に関する指導が充実した。  | ・事業効果が極めて高いことから、教育機関と連携協力して「命の大切さを学ぶ教室」の開催校を7校から12校に拡充するとともに、開催する中学・高校を熊本市内のみから県内一円に拡大する。 | ・「命の大切さを学ぶ教室」で講演できる講師は全国的に限られており、開催に当たっては県外居住の被害者遺族に依頼していることから、講師に対する負担が大きくなっており、この対応が必要である。 | ・研修では毎回アンケートを実施し、研修<br>参加者の研修満足度が95%以上となるよう内容を充実させる。<br>・性に関する指導資料の活用について、健<br>康教育担当者研修会において説明を行い、 |
|                                   |                    |                       |             |                | ・事件・事故及びいじめ事案の被害者遺族による講演を通じて、被害者等が受けた心の痛み、生命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を希求する切実な願いを直接伝える「命の大切さを学ぶ教室」を7校(中学校4 |   |  | 各学校における教育を充実させることで、本県の10代の人工妊娠中絶率の低下と性感染症罹患者報告数の減少をめざす。  |
|                                   |                    |                       |             |                | 校、高校3校)で開催した結果、聴講した5,770人の全感想文から、「命の大切さや命の尊厳を深く見つめ直せた。」との大きな反響が寄せられた。                               |   |  | ・学校や地域における人権教育の成果を共有する場を充実させるとともに、各学校が<br>組織的に人権教育を推進するよう指導の充<br>実を図る。                             |
|                                   |                    |                       |             |                |   |   |  | ・「命を大切にする教育」の県下全域への<br>拡大を図る。  |
|                                   |                    |                       |             |                | みやすい啓発活動を実施。また、事業主や地域PTA向け  | <ul><li>●広報媒体を使った啓発や指導者の育成を継続して実施。</li><li>●広範な啓発活動について内容を工夫しながら推進。</li></ul>             |  | り、県民の人権尊重意識の向上を推進。   |
|                                   |                    |                       | ÷+.+.*      |                | ●テレビ、ラジオ等による広報や県下一斉のイベント、<br>県内巡回キャラバンなどの実施で、女性や児童に対する<br>暴力根絶に向けた県民の意識が向上。                         | ●「命の大切さを学ぶ教室」の開催校・地域の拡充や自殺対策の各段階ごとに、関係機関と連携し推進。   | ●「命の大切さを学ぶ教室」の講師が限られていることによる、講師の負担への対応。  | 人権等の各人権課題について、広範的な啓<br>発活動を推進。   |
|                                   |                    |                       | 主な施策のまとめ    |                | ●中学校・高校における「命の大切さを学ぶ教室」の開催<br>や182人の「ゲートキーパー」養成、自死遺族への面接<br>相談やグループミーティングを実施し、自殺対策の取組<br>みが進展。      |   |  | ●「命を大切にする教育」の県下全域への拡大。840人の「ゲートキーパー」養成のほか、自殺対策行動計画に基づき各関係機関が連携して取り組み、相談体制の充実を推進。                   |
|                                   |                    |                       |             |                |   |   |  |  |

#### (施策評価表44)

「男性・子どもにとっての男

女共同参画の推進」、「仕事と

援」、「女性に対するあらゆる暴

カの根絶」等、男性にとっても

女性にとっても生きやすい社会

男女共同参画社会の実現

に向けた県庁の率先行動とし

て、女性職員の部局長クラスへ

の登用を進めるとともに、県の

審議会等における女性委員の

男性職員への「イクメン実践

講座(仮称)」を実施するなど、

育児休業等を取得し、子育て

に積極的に参加できる環境を

整備します。

登用を進めます。

づくりの取組みを進めます。

家庭・地域社会との両立支

取組みの 方向性

1 取組内容

安心を実現する

2 主な事業

戦略

男女共同参画社会づくり推進事業

女性の就労総合支援事業

労働局との一体的実施事業

女性一時保護管理運営費

男女共同参画政策企画調整事業

男性職員の育児参加に係る休暇取

「子育てアドバイザー」に育児休業の

取得経験のある男性職員を新たに

階層別研修における「イクメン講座の実施」

得計画表を作成し、周知

「イクメン講座」の実施

登録

DV対策支援事業

上段·H25事業

下段:H24事業

「戦略9】人が人として互いに尊重される安全安心な熊本 ~一人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる、 安全安心な社会を実現します~

①一人ひとりが尊重される社会の構築

H25予算(千円

H24決算(壬四)

1.658

2,595

24.780

8.502

7.928

16.838

15.711

2.193

とができた。

点:16.9%)

83.5%)。

対する意識改革に努めた。

n

(H24年度末)。

した(H23年度:次長級3名)。

担当課

男女参画•

協働推進課

労働雇用課

労働雇用課

子ども家庭

子ども家庭

男女参画:

人事課

人事課

黒電ノ

協働推進課

福祉課

福祉課

3 平成24年度の主な成果

参画計画が策定された。

主な施策

【施策番号Ⅲ-9-①-2】 ◆男女がともに自立し、支えあう社会をつくる ~男女共同参画社会へ県庁率先行動~ 4 平成25年度の推進方針・推進状況 5 施策を推進する上での課題 6 今後の方向性 4.204 計画策定支援を行い、県内全市町村において男女共同 ・市町村計画の進捗管理支援等のための地域連絡会議を5地域 ・多様化したライフスタイルに対応するに・男女が互いにその人権を尊重しつつ責任 で開催する(1地域追加)。 は、男性の長時間労働等の働き方の見直し も分かちあい、性別にかかわりなく、その や、結婚や出産しても働き続けられる環境で 個性と能力を十分に発揮することができる ・女性のキャリア形成支援アドバイザーの派遣(25社 ・大学と連携して若者等に対する意識啓発に取り組む。 くりなど、仕事と家庭・地域生活の調和を図 男女共同参画社会が実現するよう取り組ん 31回)、両立支援等アドバイザー(社会保険労務士)の る必要がある。 派遣(8社9回)、経営者等を対象としたワーク・ライ 熊本労働局や施策関連部局との連携を引き続き強化しなが フ・バランスに関する啓発セミナーの開催(150名参 ら、更なる取組みを推進していく必要がある。 職場環境の整備がまだ十分とはいえない状 ・民間企業における管理職(係長以上)に 加)などの実施により、民間事業所におけるワークライ 況でありることから、企業に対する理解を深 占める女性の割合について、H27年度まで フバランスの認知度が40.8%と、7.8ポイント上昇し 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発、相談等体制 めてもらうともに、関係機関等と連携した取一に26.0%となるよう働きかける。 の整備、DV未然防止教育等に引き続き取り組む。 組みが必要である。 ・引き続き、DV等の意識啓発や被害者の ・DVなどの女性に対する暴力は依然として ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12~ 救済、自立支援等に取り組んでいく。 25日)に合わせ、「家庭から暴力をなくすキャンペー 後を絶たず、意識啓発はもとより、被害者の ン」を実施したことにより、県民の理解をより高めるこ 救済及び自立支援等のための取組みを進めて いく必要がある。 ・女性職員の能力開発のために下記について引き続き取り組む ・役付(係長級以上)に占める女性職員の割 ・女性管理職登用率を現時点よりも上げる と共に、妊娠・出産等の事情により不利になることがないよう 合が着実に高まっているが、男性職員は年齢 よう取り組んでいく。 配慮しながら、適材適所の配置の中で、部局長等への女性職員 の高い職員が多いことに対して、女性職員は の登用を進めていく。 まだ若い職員が多いという構造的な要因もあ ・県庁率先行動の一環として、県の審議会 り、女性管理職登用率が依然として、全国 女性幹部(部長級1名(教育理事)、次長級5名)が増加 <主な女性職員の育成策> 等の女性委員の登用率をH27年度末までに ①政策・企画・財政部門や事業部門への積極的な (H23:6.4%) の水準より下回っている状況 40%とする。 にあるため、引き続き女性職員の能力開発や ②国、市町村、大学院等への積極的な派遣 意欲向上に取り組むことで、将来の管理職と ③キャリアビジョン研修の実施 なり得る素質を備えた女性職員の育成等を継 続していく必要がある。 ・女性登用推進計画や事前協議制度等を通じて、更なる女性委 員の登用率の向上を働きかける。 引き続き政策・方針決定過程への女性参画 を促すため、県庁率先行動を更に推進してい く必要がある。 ・男性職員の育児参加に係る休暇の取得計画表を作成 ・これまで同様、子育て支援の取組みを行う中で、男性職員の ・職員及び所属長に対して、男性職員の育児・育児参加に係る特別休暇や育児休業を取 し、周知することで、育児参加に係る休暇の取得に係る 育児参加に引き続き取り組む。 参加を促す啓発等を行うことにより、育児休得する趣旨も含め制度の周知を図り、男性 分子が生まれる職員が利用できる休暇制度をコンパクトに紹介 業や育児参加に係る特別休暇の取得者を増加 職員の割合が増加するよう取り組んでい した「パパ&ママのための子育てリーフレット」の配布 させたいと考えているが、職場への配慮や育く。 ②子が生まれる男性職員が、出産補助休暇及び育児参加休暇の 児休業中は無給となることから、男性職員の 「子育てアドバイザー」に育児休業の取得経験のある 取得計画表を作成するよう周知 育児休業や育児参加に係る特別休暇の取得者 ③職員の子育てに関する相談に応じる「子育てアドバイザー」 男性職員を新たに登録し、男性職員の育児休業取得や育 の増加が伸び悩んでいるため、この対応が必 に育児休業の取得経験のある男性職員を登録 児参加に関して実体験に基づくアドバイスが可能となっ 要である。 4階層別研修においてイクメン講座(仮称)の実施 ・「イクメン講座」を実施し、61人(男性44人、女性 17人)が参加。講座の実施により、職員の育児休業等に ●各種機関と連携し、男性にとっても女性にとっても生きやす |●関係機関等と連携した職場環境整備への企|●男女が互いにその人権を尊重しつつ責任 い社会に向けて更なる取組みを推進 |業理解、仕事と家庭・地域生活の調和を図る|も分かちあい、性別にかかわりなく、個性 と能力を十分に発揮することができる男女 きめの取組み。 ●女性職員の部局長等への登用の増加や、審議会等における女 共同参画社会の実現への取組みが必要。 性委員の登用率の向上を引き続き推進。 ●女性管理職登用率が全国水準より下回っ いる状況にあり、政策・方針決定過程への女 ●女性管理職登用率の現時点よりも増加す

主な施策のまとめ

●男女共同参画計画が県内全市町村において策定。ま た、職場環境の整備等の支援や県民の意識啓発のための 取組みを推進。

・役付職員(係長級以上)に占める女性職員の割会が

18.0%に増加した(H25.4.1時点)。(H24.4.1時

県審議会等の女性委員の登用率は37.1%となった

0 意識を高め、取得率が向上した(76.7%(H22)→

- ●県庁における女性職員の部局長クラスへの登用及び県 の審議会等での女性委員の登用が増加。
- ●「子育てアドバイザー」への男性職員の登録や「イク メン講座」の実施など、男性職員が子育てに積極的に参 加できる環境を整備。
- ●これまで同様、子育て支援の取組みを行う中で、男性職員の 育児参加を引き続き推進。
- 性参画を引き続き促すための県庁率先行動のるよう取組みを推進。 更なる推進。
- ●育児休業中は無給となることや職場への配 100%への取組みを推進。 慮等から、男性職員の育児休業取得者が伸び 悩んでいることへの対応。

●男性職員の育児参加に係る休暇取得率

安心を実現する

戦 略

【戦略9】人が人として互いに尊重される安全安心な熊本 ~一人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる、 安全安心な社会を実現します~

②安全安心な社会の構築

主な施策

◆犯罪からくらしを守る ~犯罪の起きにくい環境の整備~

| 1 取組内容   | 2 主な事業                | 【上段:H25事業<br>下段:H24事業 | 担当課           | H25予算(千円)          | 3 平成24年度の主な成果  | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題  | 6 今後の方向性   |
|--|-----------------------|-----------------------|---------------|--------------------|--|---|---|--|
|  | 地域の安全の斜<br>業          | ‡ネットワーク促進事            | くらしの安全<br>推進課 | 1,807<br>4,013     | ・県内の防犯ボランティア団体の調査を行い、各団体の活動状況、課題等を把握した。<br>・緊急雇用創出基金を活用した警備会社への委託による                                   | ・H24年度実施の調査で把握した地域ボランティア団体の課題解決に向けた研修会開催等を通じて、相互の連携を強化する。<br>・引き続き、警備会社委託の警備員による防犯パトロール等を                 | ・県民、関係機関に対する防犯、犯罪被害者等の支援に対する理解促進に恒常的に取り組む必要がある。                                   |  |
| ・ 地域住民、事業者、防犯ボランティア、自治体等との連携・協働により地域社会の絆を強め、県民の気運を醸成し、犯罪 | 二次的被害の防               | 5止∙軽減事業               | 広報県民課         | 4,403              | セーフティパトロールで、5警察署(熊本北、東、南、大津、八代)11交番管内において66人が地域の安全・安心に資する防犯パトロール等を実施した結果、刑法犯認知件数が前年比▲941件(▲6.7ポイント)減少し | 実施する。 ・H25.4.1から全国に先駆けて犯行現場のハウスクリーニング委託制度を開始し、対象事案に対しての運用を開始する。   | ・犯罪被害者支援は全国的な同一水準での支援が望まれており、国による財政支援等、新たな支援システムを構築する必要がある。                       | ・地方公共団体及び県警察における各種施<br>策の拡充に加え、「公益社団法人くまもと<br>被害者支援センター」の活動基盤の確保、<br>被害者支援ネットワークの活性化、県民に |
| の起きにくい環境づくりを進めるとともに、犯罪被害者等の支援に向けた取組みを推進しませ               | セーフティパトロ<br>費         | ール活動委託事業              | 生活安全企<br>画課   | 95,395             | ・被害者等の経済的負担軽減を図るため、公費支出先の<br>拡充を図った。   |   | ・防犯ボランティア団体等との連携協働を進める必要がある。  | 対する広報・啓発活動等、総合的な対策の<br>充実強化を図る。<br>・街頭犯罪を中心とした14罪種の認知件                                   |
| 9 。  | みんなが安心して歩ける街づくり事<br>業 |                       | 生活安全企<br>画課   | 2,305<br>2,444     |  |   |   | 数が、過去4年間(前4カ年戦略期間)の<br>平均を下回るよう取り組んでいく。  |
|  | 県民運動推進事               | <b>事業</b>             | くらしの安全<br>推進課 | 668<br>668         | ・青少年健全育成の重要性について、熊本県青少年育成県民会議等を通じて広く県民の理解を深め、県民総ぐるみ運動への参加意識が高まった。                                      | ・青少年健全育成の重要性について、広く県民の理解を深める。<br>・県民運動をより活性化させ、県内の少年非行及び犯罪被害の   | ・青少年健全育成の重要性について、広く県<br>民の理解を深めるため、県民が関心を高め積<br>極的な参加につながるような事業を実施する<br>必要がある。    | ら守るための啓発を推進し、フィルタリン  |
| ・ 問題を抱えた少年やその家族に対する支援を行うととも                              | 地域青少年健全               | <b>全育成活動強化事業</b>      | くらしの安全<br>推進課 | 515<br>278         | ・熊本県少年保護育成条例の一部改正を行い、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスに係る関係規定を整備し、少年を有害情報から守る環境を整え                            | 未然防止につなげる。  | ・県民運動を活性化させるため、関係団体と<br>の連携強化を図る必要がある。<br>・有害環境から少年を保護するため、携帯電                    | ・非行少年を生まない社会づくりを推進<br>し、刑法犯少年の減少に努める。  |
| に、少年を見守る社会気運を<br>醸成することによって非行少年<br>を生まない社会づくりを進めま        | 少年非行防止活               | 非行防止活動の推進事業           | 少年課           | 28,170<br>25,320   | た。 ・非行少年を生まない社会づくりを推進した結果、刑法 犯少年の検挙・補導人員は1,055人と前年に比べ340人  | 犯罪等への対処に向けた啓発活動を行う。<br>・非行少年を生まない社会づくりを一層推進し、刑法犯少年の<br>減少に努める。  | 話事業者、保護者、少年等に対して、改正後<br>の少年保護育成条例の内容について周知徹底<br>を図る必要がある。<br>・少年非行の背景には、少年自身の規範意識 |  |
| 9 .  |                       |                       |               |                    | (24.4%)減少した。   |   | の低下や家庭。地域社会の教育機能の低下等によるところが大きいことから、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化を推進する必要がある。              |  |
|  | セーフティパトロー             | -ル活動委託事業費             | 生活安全企画課       | 95,395<br>89,755   | ・安全安心な繁華街・歓楽街をめざし<br>〇緊急雇用創出基金を活用した警備会社への<br>委託によるセーフティパトロール<br>〇繁華街におけるスカウト行為・客引き等の                   | ・防犯ボランティア、自治体との協働パトロールを実施する。<br>・緊急雇用創出基金を活用した警備会社委託のセーフティパトロールを継続して実施する。                                 | ・防犯ボランティア団体等の協働パトロール<br>の推進と継続的な育成と支援を実施していく<br>必要がある。                            | 数が、過去4年間(前4カ年戦略期間)の<br>平均を下回るよう取り組んでいく。  |
| ・安全安心な繁華街・歓楽街  |                       | 歩ける街づくり事業             | 生活安全企画課       | 2,305<br>2,444     | 集中取締り 〇知事・熊本市長参加による「繁華街クリーンアップ大作戦一斉パレード」 〇第3回わくわく都市くまもとクリーンアッ  | ・繁華街におけるスカウト行為・客引き等の集中取締りを継続して実施する。   | 頭活動の強化による犯罪抑止対策を推進する 必要がある。   | 事案を受けた店舗割合を減少させる。  |
| をめざし、暴力団の根絶等に向けた取締りを強化するとともに、市町村や関係機関等と連携した犯罪抑止と環境浄化を    | 交番・駐在所の機              | 能強化                   | 地域課           | 129,825<br>128,545 | プ推進会議の開催及び同会議と連携した環境<br>浄化活動<br>○暴力団排除特別強化地域における標章掲示<br>率の向上   | ・第4回わくわく都市くまもとクリーンアップ推進会議の開催<br>及び同会議と連携した環境浄化活動を継続して推進する。<br>・暴力団排除特別強化地域における標章掲示率の更なる向上と                | ・防犯カメラを始めとする防犯機器の整備と<br>普及促進を図る必要がある。<br>・県民の、「常時パトロールを実施してほし                     | ・通信指令システムの更なる高度化を進めていく。  |
| 推進します。   | 標章掲示店舗等<br>費          | デを守るための対策<br>であるかの対策  | 組織犯罪対策課       | 5,163              | 等の各種施策を行った結果、刑法犯認知件数が前年比▲<br>941件(▲6.7ポイント)と、9年連続で減少した。  | 標章掲示店舗関係者や暴力団との関係の遮断を図ろうとする者の保護対策を徹底する。   | い」、「常に交番にいてほしい」という相反<br>する要望に応えていく必要がある。  |  |
|  | 地域企画調査費               |                       | 通信指令課         |                    | ・新通信指令システムの構築で、最新の繁華街・歓楽街の地図情報を取得し、更に同地図上に警察官一人一人の位置や業務内容を表示させることを実現し、迅速に警察官を派遣することが可能となった。            |   | に対する暴力団員等の報復が予測されること<br>から、業者等を守る対策を強化する必要があ<br>る。                                |  |
|  |                       |                       |               |                    | 心に資する防犯パトロール等を実施した結果、刑法犯認  | ●地域ボランティア団体の研修会等を通じて、相互の連携を強化。また、防犯ボランティアや警備会社警備員による防犯パトロール等を引き続き実施。                                      |   |  |
|  |                       |                       | 主な施策          |                    | ●県少年保護育成条例の一部を改正し、フィルタリング<br>についての関連規定を新たに設け、インターネット上の<br>有害情報から少年を保護する環境を整えた。                         | ●インターネットによる有害情報の氾濫や少年が被害者となる<br>犯罪等への対処に向けた啓発活動を行う。<br>●啓発活動等により、非行少年を生まない社会づくりを一層推<br>進し、刑法犯少年減少の取組みを推進。 | ●有害環境から少年を保護するため、携帯電<br>話事業者、保護者、少年等に対して、改正後<br>の少年保護育成条例の内容について周知徹底<br>を図る必要がある。 | ●少年をインターネット利用による犯罪から守るための啓発の推進及びフィルタリングの普及。  |
|  |                       |                       |               |                    | ●刑法犯少年の検挙・補導人員は1,055人と前年に比べ  | ●暴力団との関係を断とうとする者の保護対策の徹底や警察官による犯罪発生状況に即したきめ細かいパトロール活動の強化とともに、市町村や関係機関等との連携による犯罪抑止と環境                      |   | より、刑法犯少年減少を促進。<br>●暴力団員によるみかじめ料・用心棒料等  |
|  |                       |                       |               |                    |  | 净化を推進。  | ●協働パトロールや街頭活動の強化による犯罪抑止対策推進や、暴力団員による不当要求を拒絶した業者等を守る対策の強化。                         | 不当要求事案を受けた店舗割合の減少への  |

## (施策評価表46)

取組みの 方向性

安心を実現する

戦 略

【戦略9】人が人として互いに尊重される安全安心な熊本 ~ー人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる、 安全安心な社会を実現します~

②安全安心な社会の構築

主な施策

◆交通事故からくらしを守る ~交通安全対策の強化~ 【施策番号Ⅲ-9-②-2】

| 1 取組内容   | 2 主な事業  | 上段:H25事業<br>下段:H24事業 | 担当課                   | 5 <b>予</b> 算(千円)             | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性  |
|--|---------|----------------------|-----------------------|------------------------------|---|--|--|---|
| ・ 安全な交通社会の構築に向け、マナー向上などの自転車の安全利用のための取組みや、飲酒運転根絶に向けた県<br>民総ぐるみの啓発活動等を展開します。         | 発事業     | 補助                   | くらしの安全 推進課 くらしの安全 推進課 | 959<br>960<br>3,629<br>3,820 | ・高齢者の交通事故防止のためにラジオをはじめとした各種広報媒体を利用した啓発を行った。 ・飲酒運転根絶等を主な目的として、県民参加型のテレビ広報を実施したところ、多くの募集(1,499件)を得て効果的に実施することができた。 ・H24年中における自転車乗車中の当事者が関係した人身事故は1,202件(全事故の12.2%を占める)発生し、前年と比べ84件減少した。また、飲酒運転による人身事故は、74件発生したが前年と比べ8件減少し、死傷者数も35人減少した。 | う。 ・飲酒運転の根絶に向けて引き続き取り組む。 ・自転車の安全利用に向けた啓発活動を行う(今年度新規に導入した自転車シミュレーター搭載交通安全教育車両「くまりん号」の活用)。   |  | 事故の死傷者数の減少傾向を維持するよう<br>取り組んでいく。<br>・H27年までに、交通事故死者数が56人<br>以下、交通事故死傷者数が11,000人以下<br>となるよう取り組んでいく。 |
| ・ ボランティア団体との連携を<br>強め、高齢者世帯訪問活動の<br>推進や反射材用品の普及促進<br>など、高齢者の交通安全対策<br>に重点的に取り組みます。 | 安全あんしんサ | ポート事業                | 交通企画課                 | 48,027<br>14,386             | ・高齢者の交通安全対策に取り組んだ結果、死傷した交通事故は1,865件2,016人と、前年比で件数が▲25件、死傷者数が▲56人と減少した。  | ・交通死亡事故の半数以上が高齢者であり、さらにその半数以上が歩行中に発生している事実など交通事故の現状を正しく情報提供し、高齢者自身に認識してもらう。 ・反射材の効果をはじめ、身体機能の低下が及ぼす各種影響を身をもって体験するなど徹底した教育指導等で、自己防衛意識と事故回避能力を高めることを重点指向した高齢者の交通安全総合対策の推進を図っていく。 | ・高齢者関連事故では「高齢者の中には、法<br>令周知の不徹底、法令違反の多さ、相手に安<br>全行動を期待する依存的行動などがある」<br>「高齢者を取り巻く一般ドライバーにも思い<br>やりやゆずり合いの希薄、欠如が見られる」<br>などの実態があり、事故現状を正しく知らし<br>める情報提供、交通安全指導及び啓発活動の<br>一層の充実化が求められるとともに、それを<br>実践に結びつけ習慣化させていく必要があ<br>る。 | 以下、交通事故死傷者数が11,000人以下<br>となるように取り組んでいく。   |
|  |         |                      | 主な施策の                 | まとめ                          | 身事故および飲酒運転による人身事故は、ともに前年と<br>比べ減少し、飲酒運転人身事故による死傷者数も減少。  | ●高齢者の交通死亡事故の減少、飲酒運転の根絶および自転車の安全利用に向けた啓発活動の実施。 ●交通死亡事故の現状の情報提供や身体機能の低下が及ぼす各種影響を体験するなどの指導等、高齢者の交通安全総合対策の推進。  | ●関係機関、団体及び地域住民と協働した施策の推進。  ●交通安全指導及び啓発活動の一層の充実化を実践に結びつけ習慣化させる取組み。  | ●交通安全に対する意識向上と、交通事故の死傷者数の減少傾向を維持する取組みの実施。 ●交通事故死者数が56人以下、交通事故死傷者数が11,000人以下を実現する取組みの推進。           |

## (施策評価表47)

取組みの 方向性

安心を実現する

【戦略9】人が人として互いに尊重される安全安心な熊本 ~ー人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる、 安全安心な社会を実現します~ 戦 略

②安全安心な社会の構築

主な施策

◆健康危機からくらしを守る 〜健康危機管理対策の強化〜

【施策番号Ⅲ-9-②-3】

| 1 取組内容  |                               | 上段:H25事業<br>下段:H24事業                 | 担当課                                 | H25予算(千円)<br>H24決算(千円)   | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題  | 6 今後の方向性   |
|---|-------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--|---|---|---|--|
| ・ 日頃から、新型インフルエン<br>ザの発生に向けた体制整備や<br>食中毒などの未然防止に努め<br>るとともに、原因不明や複雑な<br>健康危機が発生した場合に<br>は、医師等で構成する専門 | 健康危機管理推進感染症予防事業費<br>新型インフルエン・ | 下段: H24事業<br>進事業<br>サ対策費<br>業及び食品検査指 | 健康危機管<br>理課<br>健康危機管<br>理課<br>健康危機管 | H24決算(千円)<br>1,161<br>665<br>7,024<br>5,850<br>183,512<br>52,967<br>24,870<br>19,716 | ・健康危機の未然防止について、感染症に関する情報を<br>的確に収集・解析し、熊本県感染症情報(週報、月報)<br>として県HP等で県民や医療機関等へ情報提供を実施し<br>た。また、集団発生や重症例が発生した場合は、注意報<br>を発令するなど、予防対策を目的とした注意喚起を行っ<br>た。 | ・保健所及び本庁における健康危機発生に備えた研修や訓練を計画的に実施する。 ・感染症に関する積極的な情報提供により、県民に対する予防策の周知や注意喚起を行う。 ・新型インフルエンザの発生に備えた体制の整備、充実を図るとともに、H25年6月の政府行動計画の見直しを踏まえた県行動計画の見直しを行う。 ・食品衛生監視員による監視指導など、食品に対する消費者の不安解消と食品による健康被害の未然防止対策を実施する。 ・狂犬病の発生を予防するとともに、野犬や未けい留犬による人への危害を防止する。 ・BSE全頭検査の見直しの決定を含め食肉の安全確保について、県民への周知を図る。 | 5 施策を推進する上での課題 ・関係職員の資質向上や医療機関等との連携体制の強化を図るため、計画的かつ効果的な研修会や訓練等の平常時の備えを充実させる必要がある。 ・新型インフルエンザの発生や国外から新たな感染症が国内に侵入すること懸念されているため、対応を進める必要がある。 ・消費者に対し食品衛生や食品表示に関する適切な情報提供や、消費者との意見交換だいく必要がある。 ・県内の狂犬病予防注射率が低迷するなど狂犬病対策は十分とは言えないことから、発をはじめとする予防対策の強化が必要である。 | ・各保健所内における食中毒や感染症等の健康危機管理に関する研修会や健康危機発生を想定した訓練を充実させる。 ・感染症や新型インフルエンザの発生に備えた国、市町村及び関係機関との連携による体制整備を行う。また、新型インフルエンザの発生に備え、初発患者発生時の初動対応、患者搬送等の訓練を実施し体制の強化を行う。 ・消費者参加によるリスクコミュニケーションや出前講座等を実施し、食品表示や食品衛生に関する情報提供や知識の普及啓発を行う。 |
|   |                               |                                      | 主な施策                                | <b>でのまとめ</b>   | ●熊本広域大水害発生時に、感染症や食中毒の未然防止に向け迅速に対応。<br>●FEIT(実地疫学調査チーム)メンバーと保健所担当職員による健康危機管理事例報告検討会の開催など、研修・訓練等の充実強化。  | 計画的な実施。   | ●健康危機に対する職員の資質向上や連携体制の強化に向けた効果的な研修会等、平常時の備えの充実。<br>●住民への情報提供や啓発などによる健康被害の未然防止に繋げる取組み。   | 発生を想定した訓練の充実。<br>●国、市町村及び関係機関との連携による   |

#### (施策評価表48)

取組みの 方向性

安心を実現する

戦 略

戦略9】人が人として互いに尊重される安全安心な熊本 ~一人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる、 安全安心な社会を実現します~

②安全安心な社会の構築

主な施策

◆消費者のくらしを守る ~消費者保護対策の強化~ 【施策番号Ⅲ-9-2-4】

125予算(千円 上段·H25事業 1 取組内容 2 主な事業 3 平成24年度の主な成果 4 平成25年度の推進方針・推進状況 5 施策を推進する上での課題 担当課 6 今後の方向性 下段:H24事業 H24決算(壬円) 43,716 ・県内市町村における消費生活センター、相談窓口の設 ・住民にとって最も身近な存在である市町村で安心して消費生 |・市町村によっては、充分な相談体制を整備|・市町村ごとの消費者行政・相談体制の状 住民に身近な市町村におけ 地方消費者行政活性化事業 消費生活課 置を進めた結果、14市すべてに消費生活センターが、 活相談することができ、その抱える様々な課題を解決できるよ することが困難な場合があり、このような課し、それぞれの市町村又は地域に 98,011 題を解決するためには、それぞれの市町村で一適した支援策を実施していく。 る消費者行政の推進を図るた う、市町村における相談機能の強化の支援を引き続き進めると 31町村すべてに相談窓口が設置された。 め、広域連携などによる消費生 ともに、必要に応じて広域連携の取組みも行う。 とに違う地域の状況や消費者行政・相談体制 活相談機能の強化や、高齢者 上益城4町による広域連携が実現し、4町への相談件 の状況を把握することが必要である。 H25年4月1日から高森町・南阿蘇村の2町村における広域 数がH23年度の16件から224件と増加した。 等を消費者被害から守るため 連携窓口が開設された。 の見守りネットワーク構築を支 援します。 ・学校・地域に対して出前講座(224件、熊本県金融広 ・消費者被害の未然防止及び消費者の自立を支援するため、消費 ・新たな悪質商法による被害の相談事例が増・・県消費者教育推進計画に基づき、県消費 消費生活相談 · 啓発事業 34.257 消費生活課 報委員会との連携を含む。)を行ったほか、新たに消費 者教育推進法の趣旨を踏まえ、県消費者教育推進地域協議会を 加するとともに、生活全般に係る相談など、「者教育推進地域協議会に参画する各団体と 消費者意識啓発事業 995 新たに開催するとともに、県消費者教育推進計画の策定に向け 相談の分野が広範囲にわたり、複雑化してい」連携して、市町村における消費者教育推進 者啓発講座用マニュアル、高校生用消費者教育副教材を 作成し、関係者に配布した。消費者教育連絡会議により た取組みを行うなど、消費者教育を総合的に推進する。 る。また、高度情報化社会の進展の中、新た一支援をはじめとする消費者教育・啓発を総 学校・地域における消費者 な情報機器や契約形態が消費者の理解を上回 合的に推進する。 庁内関係課との連絡調整を行った(2回)。また、「緊 教育・啓発の推進や事業者に 急消費者トラブル注意報」等の情報発信(13回)を行っ 学校や地域における消費者教育・啓発を推進し、支援すると るスピードで次々に出現し、新たな相談事例 対する指導を徹底することによ た。こうした取組みにより、消費者被害の未然防止につ ともに、消費者が自ら消費生活に係る知識を習得し、健全な金 が発生している。このような事例に対応する り、消費者被害の未然防止と、 なげることができた。 銭感覚を身につけることができるようにするための情報提供を ため、学校、地域において消費者教育・啓発 適切な対応を図っていきます。 を推進するとともに、その支援体制を整備す 行う。 ることが必要である。 ・若年層向けの食の安全に係る学習機会の提供として、 若年層向けの学習機会の提供を充実させるため、ゼミナール ・食品の安全性や県民の食に関する信頼性を ・若年層への学習機会の提供として、中学 2.354 くらしの安全 中学生向けにジュニア食品安全ゼミナール(1回)を、 高めるため、生産者を含め食品関連事業者の生や高校生などを対象とした講座等を開催 JAS品質表示等指導事業 や出前講座の実施校を増やす。また、年齢層に応じた教材の開 推進課 1.411 高校生向けに食品表示に関する出前講座(1回)を実施 発や学習の進め方の検討を行う。 コンプライアンスに対する意識の向上や監視し、食品衛生や食品表示等の食の安全に関 、生徒の食の安全等に関する正しい知識の習得に努め 指導、関係者間の相互理解の促進、関係機関する知識の習得等を促進させる。 2,392 くらしの安全 等との連携強化、人材育成、高いレベルの検 各種イベントやホームページなどを通じて、食の安全安小に 食の安全安心確保対策事業 推進課 (第3次食の安全安心推進計画:指標=講座等の開催回 関する県内の取組みの積極的な情報発信や地域での意見交換会 査体制の堅持を図っていく必要がある。 1,784 ・正確かつ迅速な食品の残留農薬等の検査 数目標値2回→実績2回) を引き続き実施する。 体制などさまざまな食の安全安心確保に関 15,868 くらしの安全 する取組みにより、県民の食に関する安心 家畜伝染病防疫対応について、引き続き、 食品検査体制整備事業 推進課 ・県をはじめ県内の取組みの積極的な情報発信を行うた ・老朽化した高精度食品検査機器LCMSMSを更新し、より正確 異常家畜の早期発見・早期通報、消毒の徹底 感を向上させる。 11.425 を周知するとともに、迅速・的確な初動防疫 か、農業フェアや県PTA研究大会等に出展し、パネル展 かつ迅速な食品検査を実施する。 54,596 示やクイズ等を実施したことにより、食の安全安心に関 対応のための職員の能力向上が必要である。 ・熊本県防災情報メールを活用した迅速な 食品検査体制の充実や食 畜産課 家畜伝染病防疫対策事業 熊本県防災情報メールを活用し、海外における悪性家畜伝染 青報提供や隣接県等と協力した危機管理情 する普及啓発に努めた。 71.403 品表示の適正化等に取り組む (第3次食の安全安心推進計画:指標=イベント等での 病の発生情報等の迅速な情報提供に努め、農家の防疫意識の向 家畜保健生所における病原体散逸防止対策報共有システムの構築など、防疫対策の精 とともに、県内の食の安全に関 2.588 として、バイオセキュリティ確保のため、家屋の向上に引き続き取り組んでいく。 情報発信回数目標値3回→実績5回) 上に努める。 する取組みや正確な情報を積 家畜保健衛生所基盤強化事業 畜産課 畜保健衛生所の施設整備が必要である。 1,686 極的に提供・発信するなど、食 食の安全安心推進条例に基づき、主な県産農林水産物 ・家畜保健衛生所の施設整備によるバイオセキュリティの確 中央家畜保健衛生所整備に取り組むとと の安全安心の確保に取り組み 31種類101検体について、約400種類の残留農薬等を 保、防疫資材等の備蓄強化、防疫演習等の実施による職員の能 もに、他家畜保健衛生所の施設について整 44.030 家畜保健衛生所施設整備事業 畜産課 ます。 力向上など、防疫体制の更なる強化に努める。 備に取りかかるための準備を実施する。 検査した。 毎月20日を「くまもと家畜防疫の日」に制定し、県下 32,893 家畜衛生管理指導事業 畜産課 -斉消毒の実施など、防疫対策の周知徹底を図り、悪性 36.981 家畜伝染病の予防に努めた。 1,070 熊本、宮崎、鹿児島の南九州三県合同防疫演習を実施 畜産課 薬事監視事業 938 し、県境においては、原則、未発生県で消毒ポイントを 没置すること、あるいは状況に応じて合同で消毒ポイン 462 家畜伝染病危機管理情報システム トを設置することなど効率的、効果的な防疫対応につい 畜産課 構築事業 7.537 て合意した。 ●県内14市すべてに消費生活センター、31町村すべて に相談窓口が設置。また、上益城4町による広域連携が ●市町村における相談機能強化の支援を引き続き進め、必要に ●市町村ごとに異なる地域の状況や消費者行 ●市町村ごとの消費者行政・相談体制状況 応じて広域連携の取組みを実施(H25.4より高森町・南阿蘇村 政・相談体制の状況把握。 を把握し、市町村又は地域に適した支援策 実現し、4町への相談件数がH23年度の16件から224 における広域連携窓口開設) 件と増加。 ●広範・複雑化している消費者被害の事例に ●消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、消費者教育を総合的に推 ●県消費者教育推進計画に基づき、各団体 対応するための消費者教育・啓発の推進と、 ●消費者教育・啓発の出前講座やマニュアル・教材の配 進するための取組みを実施。 その支援体制の整備。 と連携し消費者教育・啓発を総合的に推 主な施策のまとめ 布などの情報発信を実施。 ●食の安全安心に関する取組みの情報発信を積極的に推進。ま ●食品の安全性や県民の食に関する信頼性を た、職員の能力向上など、防疫体制の更なる強化を実施。 ●食の安全に関する情報提供や安全安心確 ●若年層の理解促進をはじめとした食の安全安心に関す 高めるための体制の堅持や、防疫対策に関す る普及啓発と、防疫対策の県下・周辺県との周知・連携 る職員の能力向上及び施設整備。 保に関する取組みの推進と防疫対策の向 を促進。

## (施策評価表49)

取組みの 方向性

安心を実現する

戦略\_

【戦略10】災害に負けない熊本 ~熊本の防災力を高めます~

①災害に負けない社会インフラ、ソフト対策の強化

主な施策

◆自助・共助・公助を強化する ~自助・共助・公助による地域防災力の向上~ 【施策番号Ⅲ-10-①-1】

| 1 取組内容   | 2 主な事業<br>(上段:H25事<br>下段:H24事 | 業 担当課       | H25予算(千円)                                    | -3 平成24年度の主な成果  | 4 平成25年度の推進方針・推進状況   | 5 施策を推進する上での課題   | 6 今後の方向性  |
|--|-------------------------------|-------------|--|---|--|--|---|
|  | 防災・情報管理システム管理費                | 危機管理防<br>災課 |  | システムを改修するとともに、記録的短時間大雨情報や   | ・県防災情報メールサービスの登録者数について、H27年度末までに40,000人に増加することを目標に、普及啓発等を実施する。   | ・市町村により取組みに温度差があるため、<br>引き続き理解促進に努めていく必要がある。   | ・東日本大震災や熊本広域大水害により県民の防災への関心が高いこの時期をとらえて、メールサービス登録を案内するチラン                                       |
| ・ 災害時の正確な防災情報の<br>提供により、県民一人ひとりが<br>自ら素早く対応できるよう、県         | 単県河川海岸情報基盤整備事                 | 業河川課        | 54,000<br>24,000                             | 指定河川洪水予報等の配信情報を追加したことにより、<br>  県民への迅速かつ正確な情報提供が可能となった。<br>  ・市町村への普及啓発活動を実施した結果、県防災情報   | ・緊急速報メールの運用を行っていない市町村に導入を働きかける。  |  | を作成したり、テレビでの防災広報番組の中で紹介することなどにより、登録者数の増加に取り組んでいく。   |
| 防災情報メールサービスの登録を促進するとともに、緊急情報を被災のおそれのある地域                   |                               | 河川課         | 27,732<br>24,887                             | メールサービスの登録者数25,033人(H25.3現在)、<br>緊急速報メール運用市町村数(H25.4,22現在)がNTT<br>ドコモ:45、au:40、ソフトバンク:38となった。   |  |  | ・携帯会社のカバーエリアが狭かったり申請手続きが煩雑等の理由から緊急速報メールの運用を行っていない市町村に対して、                                       |
| に一斉配信する「エリアメール・<br>緊急速報メール」の全市町村<br>導入を進めます。               | 土砂災害監視システム維持管                 | 理費 砂防課      | 38,531<br>34,838                             |   |  |  | カバーエリアの進捗状況や申請手続きに関する詳細な情報提供等を行い、全ての市町村で携帯会社3社の運用を開始するよう働きかけることで、住民への多様な情報伝達                    |
|  | 情報基盤整備事業                      | 砂防課         | 370,000                                      |   |  |  | 手段の確保・活用を図る。  |
|  | 防災教育推進事業                      | 体育保健課       | 2,101  | ・危機管理マニュアルの見直し指示の結果、9月調査ではすべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で見直しができた。  |  | ・児童生徒が災害に適切に対応する能力を高めるため、地域のハザードマップ等を把握のうえ、地域の状況に応じた防災訓練等を実施していく必要がある。 ・学校内の防災体制の整備は進んできたが、地域住民及び周辺地域の警察や医療機関等の関係機関との連携強化による防災体制の一層の整備を図っていく必要がある。 | 連携した危機管理マニュアルの作成と防災   |
| <br> -<br> ・ 自然災害等の危険に際し                                   | 実践的防災教育総合支援事業                 | 体育保健課       | 2,200<br>3,795                               | ・防災教育研修会に学校関係者、県民等約1,200人の参加があり、防災意識の高揚を図ることができた。   | ・避難訓練の実施を通して、全ての学校において、学校や地域の実態を踏まえた実効性のある危機管理マニュアルとなるよう   |  |   |
| ・ 自然災害等の危険に際して、児童生徒が自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成する防災教育を推進します。 |                               |             | 小・中・<br>指定し、<br>は、緊急<br>施や、委<br>り、防災<br>実践事例 | ・実践的防災教育総合支援事業において、天草地区の<br>小・中・高等学校及び特別支援学校の5校をモデル校に<br>指定し、実践的な防災教育に取り組んだ。モデル校で<br>は、緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練の実<br>施や、委嘱した学校防災アドバイザーによる指導によ<br>り、防災教育が充実した。また、モデル校での取組みを<br>実践事例集としてまとめ、県内のすべての小・中・高等<br>学校及び特別支援学校に配付し、成果の普及に努めた。 | 見直しを働きかける。 ・関係機関等との連携のもとに、引き続き実践的防災教育総合 支援事業に取り組み、地域4カ所に緊急地震速報システムを設 置し、防災教育の充実を図るとともに、情報発信に努め、防災        |  |   |
| ・ 自主防災組織について、多<br>様なコミュニティ組織と連携し、<br>全国平均を上回る組織率をめ         | 自主防災組織率向上対策事業                 | 危機管理防<br>災課 |  | ・新規設立した自主防災組織の防災資機材整備に対する<br>補助金を45団体に交付。また、その他啓発事業の実施により自主防災組織率が62.0%(H25.4.1現在)となり、<br>前年度比4.3%の伸びとなった。   | 上させる。 ・地域防災リーダー養成講座(火の国ぼうさい塾・地域防災支援員養成講座)の開催により、参加者200名程度を対象に、地  | ・自主防災組織結成率の向上には市町村独自の取組みも重要となるが、市町村ごとに温度差があるため、ヒアリングや首長訪問等により取組強化を図る必要がある。 ・災害未経験地域では住民の防災意識が低い  | 災害を経験していなかったり、地域コミュニティの希薄化が進んだりして、住民の意識が低いことが要因としてあげられることから、地域住民の防災意識の醸成、自主防災組織の意義や活動内容の啓発、地域で核 |
| ざすとともに、全市町村で防災<br>訓練が実施されるよう支援し、<br>定着を図ります。               |                               |             |  |   | 域で核となる人材を育成する。 ・これらの事業実施と併せ、新規設立した自主防災組織への定額補助(上限5万円、最大488団体)や、組織の設立の支援を行う支援員を新たに設置し、県内の自主防災組織結成率を引き上げる。 | ため、事業実施場所の選定など効果的な実施が求められる。  | となる人材の育成、活用寺の取り組みを進めていく。  |
|  | 地域支え合い体制づくり事業                 | 健康福祉政策課     |  | ・「災害時要援護者避難支援計画(個別計画)」について、前年度から3市町村増加し、38市町村(84%)が<br>策定済みとなった(H25,3,31現在)。  | ・「災害時要援護者避難支援計画(個別計画)」について、国<br>庫事業(セーフティーネット事業対策補助金)の活用や、未設<br>置市町村への個別訪問、市町村等への説明会・研修会(情報交             | 画)」は、要援護者一人一人の状況を把握し<br>ながら策定するため、策定作業に相当な時間   | 契機として、H25年度末までに全市町村に  |
| <ul><li>「災害時要援護者避難支援<br/>計画(個別計画)」の全市町村</li></ul>          | 災害時要援護者地域支え合い<br>づくり事業        | 体制 高齢者支援課   | 30,974                                       | ・福祉避難所指定・協定施設数は、前年度から101施設<br>増加し、33市町村で212施設(うち社会福祉施設187<br>施設)となった(H25.4.1現在)。  | 換含む)の開催により取組みを促進する。<br>・福祉避難所の設置について、先進的な市町村の取組み事例を<br>紹介するなど、取組みが遅れている市町村に対し、積極的に情                      |  | (個別計画)」が策定されるよう一層力を<br>入れていく。また、策定済み市町村におい<br>ても実効性のある計画とするため、随時更                               |
| 策定をめざすとともに、社会福祉法人と市町村との協定締結<br>を進め、福祉避難所の設置を<br>進めます。      | 災害救助法指導事務費                    | 健康福祉政策課     | 144  |   | 報提供を行うとともに、未設置市町村への個別訪問を実施する。  | 況の変化に応じて随時更新していく必要がある。<br>・福祉避難所の設置主体である市町村に対して、情報の提供や理解の促進を今後も図っていく必要がある。   | 新を促していく。<br>・福祉避難所については、当面、全市町村<br>設置を働きかけていく。  |
|  |                               |             |  | -   |  |  |   |

# (施策評価表49)

| 1 取組内容   |   | 上段:H25事業<br>下段:H24事業 | 担当課     | H25予算(千円)   | - 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題  | 6 今後の方向性  |
|--|---|----------------------|---------|---|---|---|---|---|
| ・ 県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災拠点として整備します。            | 大空港構想推進調訊<br>阿蘇〈まもと空港広場備事業<br>天草空港防災拠点記<br>防災体制強化緊急 | 域防災拠点等整調査(整備)事業      | 义坦以宋沫   | 4,676<br>43,000<br>0<br>22,990<br>7,010<br>59,046 |   | る危機管理の拠点づくり」として、熊本を九州全体を視野に入れた広域防災拠点とする構想の策定に取り組む。その中で、広域防災拠点(阿蘇くまもと空港、天草空港、消防学校、県民総合運動公園等)の役割・機能を整理し、災害時の活動に必要な機能充実を図る。 ・ヘリコプターの運用調整体制について、関係機関との検討・調整を行い、運用調整の実効性を更に高めるとともに、九州内におけるヘリ運用方法の統一について各県に提案する。 ・阿蘇くまもと空港については、防災拠点化に向けたエプロン       | ・阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災拠点として整備するなど、九州を支える危機管理の拠点としての機能を充実させる必要がある。 ・九州内における災害に対して、熊本県が担うことができる役割を九州各県に認知してもらうためのアピールが必要である。 ・阿蘇くまもと空港について、災害時に備えて整備するエブロンの平時での有効利活用策の検討が必要である。 ・天草空港について、役割・機能を整理した上で、必要な整備を図る必要がある。 | えた広域的な災害に迅速に対応できるよう、災害支援のための航空機が駐機できるスペースを確保するためのエプロンを阿蘇くまもと空港周辺県有地に整備する。 ・天草空港については、天草地域のみならず、県域を越えた広域的な災害に対応できる防災拠点として整備を完了させる。 ・阿蘇くまもと空港を中心とした各広域防災拠点や防災機関が有機的連携を図ることで、県域を越えた広域的な災害に迅速に対                           |
| ・ 県の防災対策や災害発生時における迅速かつ的確な対応などのため、外部の専門家等の人材を積極的に活用します。               | 政策参与(危機管理   | 担当)の設置               | 危機管理防災課 |   | ・H24.4.20に、新たに政策参与(危機管理担当)を設置したことにより、H24.7.12の熊本広域大水害や北朝鮮ミサイル問題等において、政策参与から、適時、適確なアドバイスを受け、初動期の対応を迅速かつ適切に進めることができた。   | ・引き続き、配置した政策参与(危機管理担当)から、危機管理局面での初動対応に関する知事等へのアドバイス等を効果的・効率的に得ることで、県民のくらしの安全・安心の確保を強化する。  | ・近年、地震や風水害などの自然災害、大事故、新型感染症の拡大、近隣国の外交政策への不安など危機は多様化しており、県民の安心・安全を守るために、さまざまな危機事案に対応できる専門的な人材が引き続き必要である。   | 機管理体制の充実が図られるよう取り組んでいく。   |
| ・ 災害発生時において、要援<br>護者を支援する、全国のモデ<br>ルとなるような「高齢者・障がい<br>者版DCAT」を創設します。 | 災害派遣福祉支援チーム((                                       |                      | 健康福祉政策課 |   | ・災害発生時に、避難所等において高齢者や障がい者等の要援護者を支援する「災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)」を創設した。 - ・発災直後速やかに、災害派遣福祉チームを被災地へ派遣することができるよう、7つの高齢者・障がい者の支援団体と協定を締結し(H24.12)、チーム隊員として派遣する社会福祉士等の専門職約500人を事前に登録した。  | 援活動を具体的にイメージできるよう研修を実施する。 ・協定締結団体に対し、「災害派遣福祉チーム」への登録を促進する。  | ・医療分野とは異なり、福祉については災害救助法において救助としての位置づけがなく、全国的な制度として確立していないため、国に働き掛けていく必要がある。 ・大規模災害では、多くの支援者が必要となるため、できる限り多くの人数・職種をチームに登録し、派遣に備えた事前研修及び訓練を実施しておく必要がある。   | し、避難所等において支援を必要とする要<br>援護者をケアできるよう、平常時からの体<br>制整備を行う。   |
|  |   |                      | 主な施領    | ものまとめ   | ●県防災情報メールサービス等のシステム改修及び配信情報の追加により、県民への迅速かつ正確な情報提供が実現。 ●教育機関での危機管理マニュアルの見直しや防災教育研修会等により、防災意識の高揚を促進。 ●新規設立した自主防災組織への補助等により、自主防災組織率が前年度比で4.3%上昇。 ●「災害時要援護者避難支援計画(個別計画)」を38市町村で策定するとともに、福祉避難所を212施設設置。 ●大規模災害時のヘリコプター運用調整体制を構築。また、阿蘇くまもと空港と天草空港の防災拠点化に必要な整備手法を検討。 ●政策参与(危機管理担当)を設置したことにより、緊急時の初動対応を迅速かつ適切に実施。 ●DCATを創設し、高齢者・障がい者支援7団体との協定締結により、隊員として派遣予定の専門職約500人を登録。 | ●防災教育の充実・情報発信に努め、防災意識の高揚を促進。 ●研修会・講座等の実施により、人材育成や意識向上を促進。 ●「災害時要援護者避難支援計画(個別計画)」の策定・更新及び福祉避難所の設置に関する市町村への積極的な情報提供等を実施。 ●州都構想の今後の取組みの方向性の一つとして、阿蘇くまもと空港、天草空港の利活用を含めた、熊本を九州全体を視野に入れた広域防災拠点とする構想の策定と施設整備に向けた設計を実施。 ●協定締結団体に対する「災害派遣福祉チーム」への登録促進。 | ●災害時要援護者避難支援計画(個別計画)の未策定市町村及び福祉避難所の未設置市町村への個別訪問等による早期策定・設置の促進。  ●九州を支える危機管理の拠点としての阿蘇くまもと空港、天草空港の機能充実。  ●多様な危機事案に対応できる専門的な人材の配置。   | 加に向けたチラシ、テレビ等を活用した広報活動や、全市町村での携帯会社3社の緊急速報メールの運用開始に向けた働きかけ。  ●全ての学校で地域と連携した防災マニュアル作成と防災教育を実施。  ●地域住民の防災意識の醸成、自主防災組織に関する啓発、地域で核となる人材の育成等の取組み推進。  ●「災害時要援護者避難支援計画(個別計画)」のH25年度末までの全市町村策定とその後の更新、福祉避難所の全市町村設置をめざして取組みを推進。 |

#### (施策評価表50)

児童・生徒の学びの場の安

全を確保するため、全ての公

立学校施設の耐震化をめざし

公立学校に比べ整備が遅

れている私立学校施設の耐震

化を緊急かつ集中的に促進す

るため、新たな助成制度を創設

し、私立学校の取組みを支援し

取組みの 方向性

1 取組内容

ます。

ます。

安心を実現する

2 主な事業

耐震改修事業

校舎新•增改築事業(単県)

私立学校施設耐震化促進事業

戦 略

上段:H25事業

下段:H24事業

【戦略10】災害に負けない熊本 ~熊本の防災力を高めます~

担当課

施設課

施設課

私学振興課

H25予算(千円

H24決算(壬円)

65,949

810,396

953.576

14.065

1,035,372

①災害に負けない社会インフラ、ソフト対策の強化

3 平成24年度の主な成果

93.1%となった)。

た(H25.4.1現在)。

主な施策

◆学校の耐震化を進める ~学校施設の耐震化の促進~

4 平成25年度の推進方針・推進状況 5 施策を推進する上での課題 6 今後の方向性 233,476 | ・県立学校対象棟1,024棟のうち885棟については、耐 ・耐震強度が不足する県立学校70棟のうち35棟について、耐 ・再編整備対象校の再編状況を踏まえ、耐震 ・再編整備対象校以外の構造体の耐震化が 震改修不要又は改修済み(H24.4.1現在)であり、耐震 震改修・改築工事を施工することで耐震化の向上に資する(耐 化を進める必要がある。 完了するよう取り組んでいく。 強度が不足する残り139棟について、69棟を改修し、残震化率は4.4ポイント上昇し、平成25年度末には97.5%となるりは70棟に減少した(耐震化率は、6.7ポイント上昇し予定)。 授業や部活動といった学校行事に配慮した ・さらに市町村立小中学校については、耐 計画的かつ効率的な施工期間について調整す|震化の遅れている設置者に対し、耐震化の ・市町村立小中学校については、市町村教育長等に対し、国の 加速を要請していく。 る必要がある。 市町村立小中学校については、設置者において国の助 助成制度等を積極的に活用し耐震化の加速を図るよう要請して 或制度等を積極的に活用し、耐震化率は、88.1% 実習等で使用する畜舎や温室等の耐震化に いく。 (H24.4.1現在)から6.3ポイント上昇し94.4%となっ ついては、今後の利活用を踏まえた設計及び 施工が必要となる。 構造体の耐震化に目途を立て、非構造部材 の点検及び耐震化を図る必要がある。 ・H24年度に創設した県の補助制度の利用を促し、耐震診断35・県や国の補助制度を利用しても、耐震化工・耐震診断の結果により、耐震化工事の必棟、耐震補強7棟、耐震改築4棟の事業を実施することで、耐事の費用が多大であるため、学校法人の負担要性や内容(補強、改築)の検討ができる ・私立学校施設の耐震化を促進するため、学校法人が行 う施設の耐震診断、耐震補強、耐震改築に対する県単独 の新たな補助制度を創設。この制度を利用し、耐震診断 震化を更に促進させる。 |は大きい。特に高等学校の改築には国の補助 |よう、学校法人に対し早期の耐震診断実施 19棟、耐震改築2棟(繰越)の事業が実施されたことで 制度がないため、県としても国に対して補助を促す。 耐震化に向けた取組みが促進された(耐震診断実施率は 制度の拡充を求めていく必要がある。 ・学校法人の費用負担が軽減されるよう、 国に対しても補助制度の拡充について働き かけるとともに、県や国の補助制度を最大 限活用できるよう学校法人に対して情報提 供を行っていく。 |●今後の状況を考慮した耐震化の実施及び学|●再編整備対象校以外の耐震化が完了する

主な施策のまとめ

●耐震改修必要棟数は、H24年度末で70棟に減少。

15ポイント上昇し44%(暫定値))。

の耐震化が促進され、耐震診断実施率が15ポイント上昇 | 設の耐震化を更に促進。 (44%) 。

●耐震改修必要棟について、耐震改修工事や改築工事を実施。

●県単独の新たな補助制度の創設により、私立学校施設 | ●H24年度に創設した県の補助制度の利用により、私立学校施

交行事に配慮した計画的かつ効率的な施工。

●県や国の補助制度を利用しても学校法人の●県や国の補助制度を最大限活用できるよ 負担は大きいため、国に対する補助制度の拡 う学校法人に対して情報提供を行い、ま 充を要望。

よう取組みを実施。

【施策番号Ⅲ-10-①-2】

た、早期の耐震診断実施を促進。

安心を実現する

戦略

【戦略10】災害に負けない熊本 〜熊本の防災力を高めます〜

①災害に負けない社会インフラ、ソフト対策の強化

主な施策

◆災害に強い基盤をつくる ~災害に強いソフト・ハードの基盤づくり~

| 1 取組内容  | 2 主な事業                 | 【上段:H25事業<br>下段:H24事業                     | 担当課         | H25予算(千円)<br>H24決算(千円) | 3 平成24年度の主な成果   | 4 平成25年度の推進方針・推進状況  | 5 施策を推進する上での課題  | 6 今後の方向性  |
|---|------------------------|---|-------------|------------------------|---|---|---|---|
| ・ 市町村の常備消防体制の<br>充実・強化、更には県全体とし<br>ての消防力をより高めるため、<br>消防広域化に対する県独自の<br>支援制度を創設し、市町村の<br>取組みを支援します。 | 消防広域化推定 広域消防体制 消防体制強化机 | <b>渔化支援交付金</b>                            | 消防保安課       | 1,344                  | ・消防の広域化について、「熊本県消防広域化推進計画」に基づき、城北・中央・城南の3ブロック(天草を除く)で広域化協議を進め、中央ブロックについては、H25年3月に熊本市、高遊原南の2本部で全29協議項目に合意し(宇城、上益城は協議離脱)、広域消防運営計画、事務委託規約(案)を承認し、消防広域化が進んだ。一方、城北・城南ブロックについては、構成市町村の意見がまとまらずH24年12月に協議会が解散された。                                      | 検討を行う。 【参考】   | ついて市町村間の認識や意見に相違があることが広域化実現に向けた大きな課題となっている。   | 針が改正されたのを受け、H25年度以降の<br>消防体制強化のあり方や新たな広域化の方<br>向性について、市町村、消防本部の意向、<br>住民、有識者等の意見を踏まえながら検討<br>する。  |
|   | 市町村等再生る入推進事業           | 可能エネルギー等導                                 | 環境立県推<br>進課 | 3,094                  | ・6町村の7つの防災拠点で自立・分散型エネルギーシス<br>テムの導入事業に着手し、非常時のエネルギー確保が進<br>んだ。  | ・防災拠点への自立・分散型エネルギーシステムの導入を進めるため、市町村等補助事業により地域防災拠点等への導入を加速化させる。  | ・再生可能・未利用エネルギーの活用促進、<br>環境負荷の小さいまちづくりの取組みを促進<br>する必要がある。  | ・防災拠点等において、地域の特性や資源を活かした再生可能エネルギーシステムを<br>整備し、県民の安全安心の確保につなげ  |
|   | 農地防災事業等                | 等<br>———————————————————————————————————— | 農村計画課農地整備課  |                        | ・農地の湛水被害を防止する排水機場の整備を12地区で<br>実施し、うち2機場が稼動を開始して、約200haの地域<br>の安全が向上した。  | ・農地の湛水被害を防止する排水機場の整備について、新規8地区を加えて18地区で実施する。(うち3地区が完了の予定)   | ・H17年度の土砂災害警戒区域指定開始から8年が経過するも、指定率は全国平均に比べ隔たりがあるため、これを高める必要があ  |   |
|   |                        | 対策特別緊急事業                                  | 森林保全課       | 0                      | ・熊本広域大水害を受け、災害関連緊急治山・砂防事業<br>に着手し、下流域で生活する住民の安全確保の一翼を担<br>うことができた。また、白川水系では、河川激特事業が   | ・熊本広域大水害の対応として、治山・砂防激甚災害対策特別緊急事業により計画的かつ集中的に復旧整備を行う。また、白川水系の河川激特事業をはじめとする河川改修を促進する。   | る。<br>・<br>・<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、   | 90%にしていく。<br>・インフラ関係に共通して、計画的な整備<br>や維持管理体制を構築し、災害に強いイン   |
| ・ 災害に強い社会基盤整備を<br>はじめとする県民生活の安全<br>安心の確保を図るため、道路、   | 道路施設保全司 河川激基災害 対       | 攻梁實<br>                                   | 道路保全課河川課    | 9,069,320              | 画をH24.4.1から本格運用し、舗装の長寿命化及び舗装  | ・道路ストック総点検を実施するとともに、道路防災、トンネル、道路照明、道路情報表示板について、維持管理計画を策定  | ・新たな災害の発生により、増加が見込まれ  | ・保全対象の状況や緊急性を随時精査しながら優先度を決定し、危険地区内の整備を<br>進める。  |
| 河川、港湾、排水機場などの整備・補強を進めるとともに、地域防災拠点等への自立・分  | 砂防激甚災害丸                | 対策特別緊急事業                                  | 砂防課         | 1,860,000              | 費用の縮減を図った。<br>・港湾海岸の海岸保全施設の全施設(約L=76km)の目<br>視点検及び測量に着手し、今後行う耐震調査等の基礎資<br>料を得た。   | ・港湾海岸の海岸保全施設の目視点検及び測量を完了させ、耐震調査を実施する。   | る追加整備が必要な箇所に対応する必要がある。<br>・高度成長期以降に増加した施設の老朽化や  | サイクルコストの縮減や、予算の平準化を<br>図るための各種施設の維持管理計画を策定  |
| 散型エネルギーシステムの導入を進めます。  | 建築物防災対策                | 策推進事業<br>策推進事業                            | 建築課         | 15,634                 | ・土砂災害危険箇所の警戒区域の指定に取り組んだ結  | ・土砂災害危険箇所の基礎調査、警戒区域指定に取り組み、<br>2,000箇所の区域指定を行い、区域指定率を56%とする。  | 劣化の進行への対応が必要である。<br>・頻繁な集中豪雨による災害に加え、想定を  | ・ハード整備の重点化とともにソフト対策と一体となった防災・減災対策を推進する。   |
|   | 災害警備対策                 | 費   | 警備第二課       |                        | ・県有施設の耐震化に取り組んだ結果、総合庁舎等の活動拠点施設の耐震化率が95.7%、特定建築物の耐震化率が99.7%となった。   | ・県有施設の耐震化率を向上させ、民間建築物の耐震化を促進する。   | 超えた東日本大震災等の大規模な災害もあり、ハード整備だけでは対処できない状況に対応する必要がある。   | ・施設の点検と耐震調査を完了させる。  |
|   |                        |   |             |                        | ・災害警備用資機材一式109セットを整備し、H23年度<br>分を含め、全交番・駐在所に配備を行い、装備資機材の<br>充実を図った。   |   | ・地震や津波に対する既存施設の耐震性を把握することが急務である。  |   |
| ・有明海などの沿岸部においては、決済や方流地中でおば  | 道路計画調査費                | 費   | 道路整備課       | 9,000                  | ・有明海沿岸道路(Ⅱ期)について、国と県でH23年9  |   | ・道路整備に必要な予算が安定的に確保されることと、道路整備が遅れている地方部に対して重点的に予算配分がなされることが必要である。  | の計画路線指定に向けて、地域課題・必要性・整備効果等の整理を進めていく。また、事業化に向けた国の計画段階評価を進  |
| では、津波や高潮被害を軽減<br>する機能を備えた道路整備構<br>想の具体化に向けた取組みを<br>進めます   |                        |   |             |                        | 回開催し、全線の計画路線指定に向けて地域課題、原因   | けて「有明海沿岸地域の幹線道路網に関する検討会議」で引き続き議論し、地域課題等の整理を進める。また、今年度、事業化に向けた国の計画段階評価を進めるための調査を行う箇所とされた大牟田市〜長洲町間について、国が行う調査検討に協力するとともに、国直轄による整備を要望する。   | ・有明海沿岸道路(II 期)について、国による地域高規格道路の路線指定がH10年以降全国的に行われていないため、引き続き国に対して要望することと併せて、今後、国の路線指定の動きが具体化した際に迅速に対応できる体制を整えておくことが必要である。 | 市〜長洲町間の調査や手続きに協力するとともに、国直轄による整備を要望する。   |
|   |                        |   | 主な施策        | きのまとめ                  | 熊本市、高遊原南の2本部で全協議項目に合意(宇城、上益城は協議離脱)。城北ブロック、城南ブロックは<br>H24年12月に協議会解散。  ●熊本広域大水害を受け、災害関連緊急治山・砂防事業の着手や白川水系での概ね5年間での緊急的な河川改修の実施が決定。防災拠点等への自立・分散型エネルギーシステムの導入推進のため、市町村等への補助事業を創設。また、土砂災害警戒区域指定が進展。  ●熊本天草幹線道路について、本渡道路を本渡都市計画に追加し、本渡道路の事業化に向けた手続が進展。ま | 河川激特事業をはじめとする河川改修の促進。また、市町村等補助事業により地域防災拠点等への自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進。さらに、土砂災害警戒区域指定の推進。 ●熊本天草幹線道路について、本渡道路の調査・測量を推進。また、有明海沿岸道路(Ⅱ期)について、全線の地域課題等の整理を進め、事業化に向けた国の計画段階評価を進めるための調査を行う箇所とされた大牟田市~長洲町間の調査検討に協力 | 等の理解が得られるよう十分な説明・周知啓発。他地域では市町村間の認識や意見の相違の調整。  | 方向性を検討。  ◆社会基盤施設の計画的な整備や維持管理の推進。また、防災拠点等で、地域の特性や資源を活かした再生可能エネルギーシステムを整備。さらに、土砂災害警戒区域の平成28年度指定完了に向けた着実な取組。  ◆熊本天草幹線道路の事業推進。また、有明海沿岸道路(Ⅲ期)の全線の地域課題等の整理と事業化に向けた国の計画段階評価を進めるための調査を行う箇所とされた大 |